

ごみゼロ社会実現プランのこれまでの取組
(素案)

三重県環境生活部 廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課

平成 28 年 月

【目 次】

第1章	ごみゼロ社会実現プランについて	1
1	はじめに	1
2	関連する行政計画	2
3	プランの基本事項	5
第2章	プランの数値目標に関する進捗状況	7
1	数値目標	7
2	プランに掲げる数値目標に関する進捗状況	10
第3章	三重県のごみに関する現状	12
1	ごみ処理に関する状況	12
2	県民の意識	19
3	事業者の意識	23
4	NPO等団体の意識	26
	(参考) 調査概要	28
第4章	基本方向ごとの取組	31
基本方向1	拡大生産者責任の徹底	31
基本方向2	事業系ごみの総合的な減量化の推進	31
基本方向3	リユース(再使用)の推進	32
基本方向4	容器包装ごみの減量・再資源化	33
基本方向5	生ごみの再資源化	33
基本方向6	産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進	34
基本方向7	公正で効率的なごみ処理システムの構築	35
基本方向8	ごみ行政への県民参画と協働の推進	35
基本方向9	ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワーク	36
第5章	各主体のごみ減量化等に向けた取組状況	38
1	事業者の取組状況	38
2	NPO等団体の取組状況	39
3	市町の取組状況	40
4	県の取組状況	41
第6章	数値目標に対する評価	44
1	ごみ排出量の削減について	44
2	資源としての再利用率の向上について	45
4	ごみの最終処分量の削減について	46
5	県民のごみに関する意識と行動について	46

第1章 ごみゼロ社会実現プランについて

1 はじめに

三重県では、平成17年3月に、概ね20年先の将来を目途として、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざし、県民、事業者、NPO等団体、市町等の参画のもとに、「ごみゼロ社会実現プラン」（以下、「プラン」という。）を策定しました。

このプランは、県民、事業者、NPO等団体、行政など地域の多様な主体が自らの行動の変革に継続的に取り組むため、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示す長期の計画です。

平成22年度には、地球温暖化の防止や資源需要の増大、資源価格の高騰、国内での適正・円滑なりサイクル処理の実施などの環境を巡るさまざまな課題に的確に対応していくため、プランの改定を行いました。この改定にあたっては、平成22年度が短期目標の設定年度であることから、短期目標に対する検証や、これまでのごみ減量化に関する取組の効果等をふまえて、数値目標や取組内容について見直しを行いました。

平成27年度は、プランの中期目標年度に設定されているため、これまでのプランの取組を振り返り、各主体の取組状況を整理するとともに、中期目標の達成度を点検・評価しました。

2 関連する行政計画

プランと特に関連の深い行政計画として、次のものがあります。

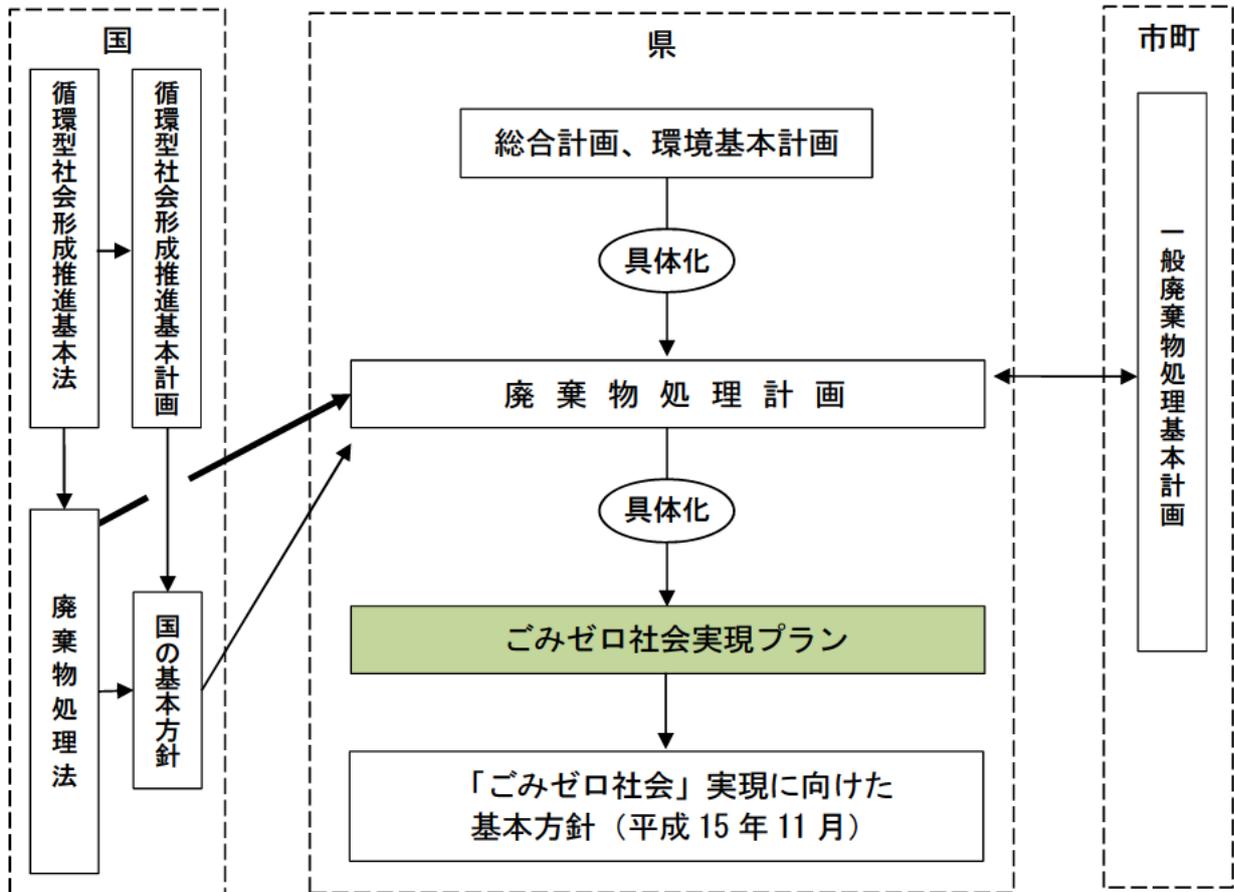


図 1-2-1 プランと関連する主な県の計画

(1) 総合計画 みえ県民カビジョン

長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す、おおむね 10 年先を見据えた県の戦略的な計画です。

【性格】「幸福度実感日本一」の実現に向けて、県民が主体となって新しい三重づくりが進むよう、県民との「協創」の取組を進めるための県政運営の基本姿勢や政策展開の基本方向を示したもの。

【計画年度】2012(平成 24)年度 から 2021(平成 33)年度

【基本政策】

- ・「守る」：豊かな自然環境の中で、人と人、人と地域、人と自然のつながりを大切にし、命と暮らしの安全・安心が実感できる三重を目指す。
- ・「創る」：一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいと地域の活力を実感できる三重を目指す。
- ・「拓く」：地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を拓ひらくことにより、多様な就業機会に恵まれた経済の躍動を実感できる三重を目指す。

(2) 三重県環境基本計画

三重県の環境保全に関する取組の基本方向を示すマスタープランです。

【性格】 三重県が多様な主体と連携しながら行う環境保全の施策等を明らかにした行政計画。日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている県民の皆さんや事業者、市町なども計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取組の方向を示し、各主体間の連携促進をはかるもの。

【計画年度】 2012（平成 24）年度 から 2021（平成 33）年度

【基本目標】

I 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

対象：地球温暖化の防止、廃棄物対策の推進、大気環境の保全、水環境の保全

II 自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

対象：生物多様性の保全および持続可能な利用、自然とのふれあいの確保、森林等の公益的機能の維持確保、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全

(3) 三重県廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく法定計画であり、三重県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画です。

【性格】

循環型社会の形成に向け、三重県における廃棄物の現状や課題を踏まえ、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、さらに 3 R と適正処理を推進していくための廃棄物の減量や処理等に関する基本的な事項を定めたもの。

【計画年度】 2016（平成 28）年度 から 2020（平成 32）年度

【施策の取組方向】

I ごみゼロ社会の実現

II 産業廃棄物の 3 R の推進

III 廃棄物処理の安全・安心の確保

(4) 市町の一般廃棄物処理計画

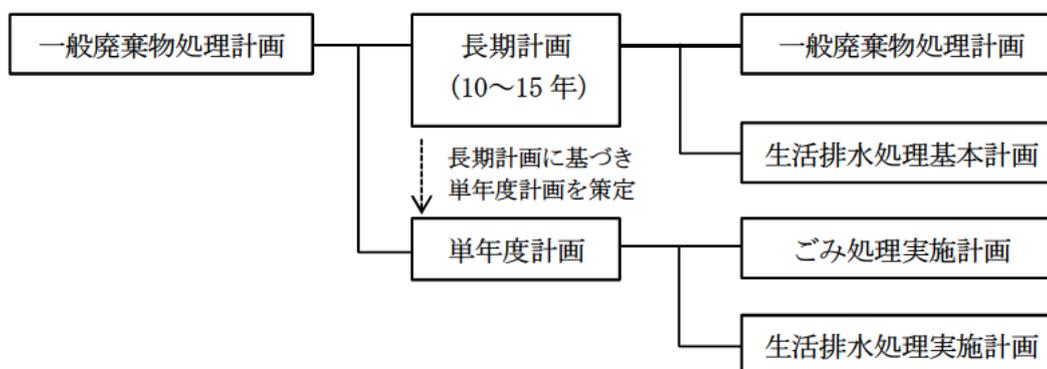
長期的視点に立った市町の一般廃棄物処理の基本方針となる計画であり、ごみに関する計画と生活排水に関する計画から構成されます。廃棄物処理法に基づく法定計画となっており、ごみ処理基本計画はごみの減量化をめざすという点でプランの市町版とも言えます。

【性格】 廃棄物処理をめぐる社会経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえて、市町における一般廃棄物処理の基本方針を明示したもの。

【計画期間】 計画の目標年次は原則として計画策定時より10～15年後程度。

【基本事項】

- ・ 排出状況：目標年次における一般廃棄物の排出量及び質の種類別推計。
- ・ 処理主体：目標年次における一般廃棄物の種類別、処理の区分別処理主体。
- ・ 処理計画：基本方針に沿って、目標年次におけるごみの種類別、処理主体別に整合をはかり定めること。計画実現のための施策もごみの種類別に明示。



3 プランの基本事項

(1) 計画期間：2005～2025（平成17～37）年度

「ごみゼロ社会」の実現に向けては、個人や一事業者の意識・価値観・行動の転換だけでなく、コミュニティや産業界も含めた社会全体の構造の変革をも視野に入れ、長期的な展望のもとに取り組んでいく必要があることから、プランの計画期間は2025年度（目標年度）までとしています。

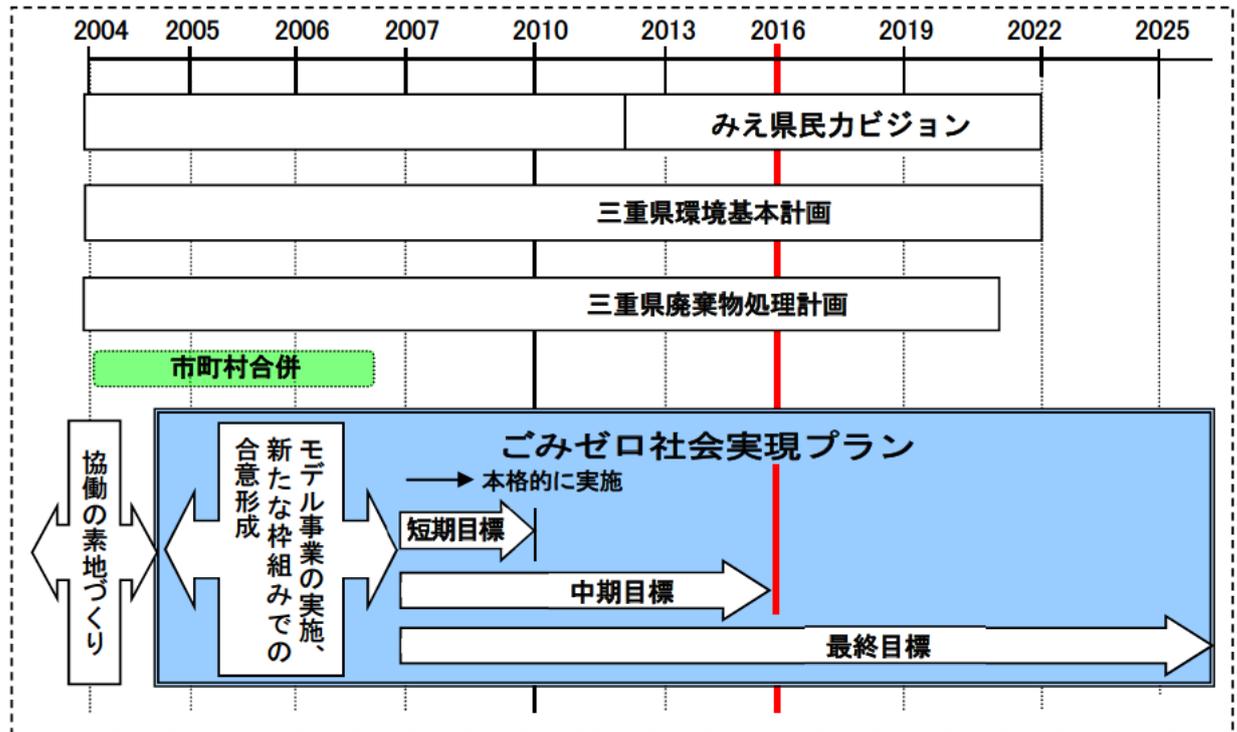


図 1-3-1 (参考) 他の計画との関連図

(2) 取組対象：家庭系ごみ及び事業系ごみ（一般廃棄物）

プランの対象とする「ごみ」は、一般廃棄物のうち家庭系ごみ及び事業系ごみです。

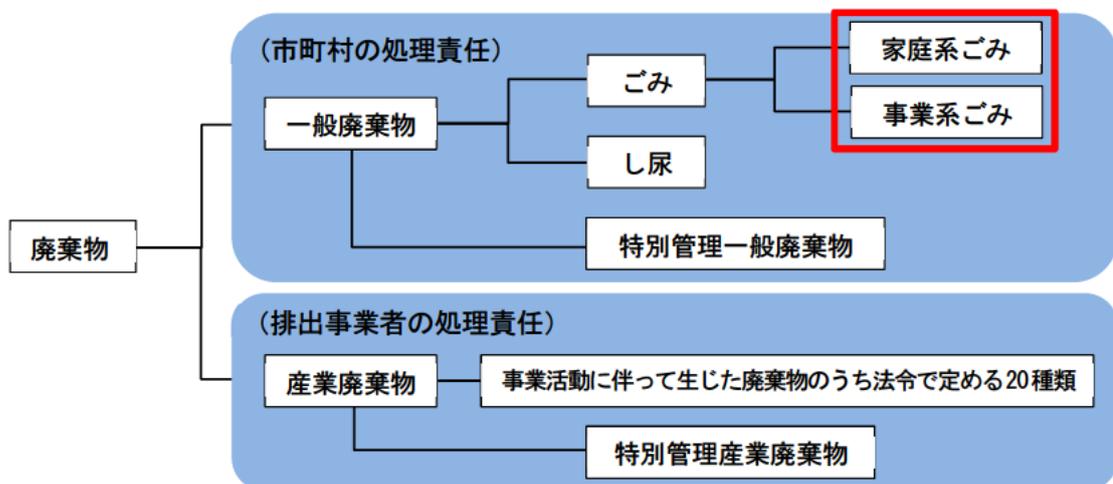


図 1-3-2 廃棄物の種類

(3) 推進主体：県民、事業者、NPO団体等、市町及び県

ごみの減量化については、ごみの発生から処分までの各段階で、各主体の責任の重さ、役割の大きさは異なり、また、同じ発生抑制の取組にしてもごみ減量化の手法（施策、事業の内容）により各主体の位置づけもさまざまですが、大切なことは、それぞれが果たすべき役割をきちんと認識し、目標とプロセスを共有しながら一体となって取り組んでいくことです。

なお、市町については、法律に基づき一般廃棄物を適切に処理する立場にあり、プランの推進における役割が非常に大きいことや、県と市町の計画の整合をはかる必要があることなどがありますので、プランに準じて市町の一般廃棄物処理基本計画を策定・改定し、地域の特性、実情等に応じて自主的・自立的に取り組むことが求められます。

(4) 県の役割について

プランの推進にあたり県は、県民や事業者ではできないことや非効率になってしまうことで、市町境を越える広域的な課題への対処や、市町規模では制度的に困難な、または、非効率な取組、さらには、多様な主体が参画するプロジェクトなどに関して、市町等に対する情報提供や技術的支援等のサポート、事業のコーディネート、仕組みの提案などを行います。

また、上記のような役割の中で県は、市町とともにリーダーシップを発揮し、広域的な見地からのマネジメント、国や産業界との連携による取組など県レベルでの活動を積極的に推進していくとともに、自ら講じるべき施策について主体的に取り組んでいきます。

第2章 プランの数値目標に関する進捗状況

1 数値目標

プランの数値目標は、「ごみの減量化」、「多様な主体の参画・協働」、「ごみ処理に伴う環境負荷の抑制」の3つの観点から、次のとおり設定されています。

なお、短期目標が設定されていた2010（平成22）年度には、それまでの取組結果から数値目標の見直しを行いました。

(1) ごみの減量化

ごみに関するさまざまなデータのうち、『ごみゼロ社会』の実現に向けて特に重要と思われる以下の3つの指標について目標を設定しています。

① 発生・排出抑制に関する目標

$$\text{ごみ排出量削減率} = \left(\frac{\text{2002（平成14）年度における県内総ごみ排出量} - \text{目標年度における県内総ごみ排出量}}{\text{2002（平成14）年度県内総ごみ排出量}} \right)$$

表2-1-1 ごみ排出量削減率

指標名	数値目標			
		短期 2010年度 (平成22年度)	中期 2015年度 (平成27年度)	最終 2025年度 (平成37年度)
ごみ排出量 削減率 (対2002年度 実績)	策 定 時	家庭系ごみ 6% 事業系ごみ 5%	家庭系ごみ 13% 事業系ごみ 13%	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 30%
	改 定 後	家庭系ごみ 6% 事業系ごみ 5%	家庭系ごみ 20% * 事業系ごみ 35% *	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 45% * 【参考】2002実績 2025目標 家庭系 535千t→375千t 事業系 252千t→139千t

* 2010（平成22）年度には、以下のことから中期目標や最終目標をより高い目標へと変更。

- 2009（平成21）年度実績において、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量削減率が短期目標を上回っていたこと。
- 家庭系ごみ有料化等の取組が進むことや、環境学習及び環境教育の効果によりごみ排出量の削減が見込まれていたこと。
- 2009（平成21）年度実績において、事業系ごみの排出量削減率が策定時の最終目標に近づいていたこと。
- ごみ処理手数料の適正化が進むことや、市町によるごみ排出事業者への指導等が進むことが見込まれていたこと。

② 資源の有効利用に関する目標

$$\text{資源としての再利用率} = \left(\frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、行政ルート回収により再利用された量}}{\text{県内総ごみ排出量（市町処理量）}} \right)$$

表 2-1-2 資源としての再利用率

指標名	数値目標			
		短期 2010年度 (平成22年度)	中期 2015年度 (平成27年度)	最終 2025年度 (平成37年度)
資源としての 再利用率	策定時	21%	30%	50%
	改定後	21%	22% *	50% 【参考】2002実績 2025目標 14.0%→50%

* 古紙・金属など再生事業者などの多様な主体による資源回収の増加等により減少傾向であること、生ごみ等の資源化取組進捗などを見込み変更。

③ ごみの適正処分に関する目標

$$\text{ごみの最終処分量} = \left(\frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、最終処分された量}}{\text{(災害等特殊要因によるものを除く)}} \right)$$

表 2-1-3 ごみの最終処分量

指標名	数値目標			
		短期 2010年度 (平成22年度)	中期 2015年度 (平成27年度)	最終 2025年度 (平成37年度)
ごみの 最終処分量 〔対2002 年度比〕	策定時	81,000 t *1	76,000 t *1	0 t
	改定後	81,000 t	55,000 t *2	0 t 【参考】2002実績 2025目標 151,386t→0t

*1 2006（平成18）年12月の改定後の値。
策定当初 短期目標 128,700 t、中期目標 96,800 t

*2 2009（平成21）年度実績がすでに策定時の中期目標を上回っていること、ごみ排出量の減量と焼却残さの再利用が進むことを見込み、中期目標をより高い目標へと変更。

- [注] i) “量” は、重量とします。
- ii) “排出量” は、行政が収集・処理した量です。
- iii) “県内総ごみ排出量” には、集団回収分は含みません。
- iv) “再利用” とは、再使用（リユース）及び再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）を指し、いわゆる熱回収（サーマルリサイクル）は除き、行政により回収した資源化物を対象としています。
- v) 再利用率の積算について
 上記iv) から、“再利用” の量は、資源化総量から、「集団回収量」と、中間処理後資源化量に含まれる「ごみ固形燃料（RDF）発電施設に供給するためにRDF化した量」、「焼却施設で生じた焼却灰を溶融化施設でスラグ化した量」および「焼却施設で生じた焼却灰・飛灰をセメント原料化した量」を除いたものとしています。

（２） 多様な主体の参画・協働

ごみ減量化やごみ問題に関する県民の意識、行動の変化を表す目標として、プラン策定にあたり実施した『「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート』の結果を活用し、次の④～⑥に示す3つの目標を設定しています。

また、プランの浸透度合いを表す目標として、認知率の向上⑦をめざします。

表 2-1-4 多様な主体の参画・協働に関する指標

指 標 名	短期 2010 年度 (平成 22 年度)	中期 2015 年度 (平成 27 年度)	最終目標 2025 年度 (平成 37 年度)
④ものを大切に長く使おうとする 県民の率	80%	90%	100%
⑤環境に配慮した消費行動をとる 県民の率	60%	90%	100%
⑥食べ物を粗末にしないよう 心がけている県民の率	60%	90%	100%
⑦ごみゼロ社会実現プラン の認知率	90%	100%	100%

2 プランに掲げる数値目標に関する進捗状況

プランに掲げる数値目標に関する基準年度である2002（平成14）年度とこれまでの実績については、次のとおりです。

(1) ごみの減量化に関する数値目標

表2-2-1 数値目標の進捗状況1（短期目標年度まで）

指標名		基準年度 2002年度 (H14)	2005年度 (H17)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	短期目標 2010年度 (H22)	最終目標 (2025)
ごみ排出量 (2002年度 比)	家庭系ごみ	535,198	531,717 (-0.7%)	531,070 (-0.8%)	514,185 (-3.9%)	495,853 (-7.4%)	476,778 (-10.9%)	459,720 (-14.1%)	-6%	-30%
	事業系ごみ	251,733	218,005 (-13.4%)	209,362 (-16.8%)	208,987 (-17.0%)	188,216 (-25.2%)	177,289 (-29.6%)	169,005 (-32.9%)	-5%	-45%
	計	786,931	749,722	740,432	723,172	684,069	654,067	628,725	-	-
資源利用	資源としての再利用率	14.0%	15.8%	16.3%	15.2%	14.4%	13.2%	13.0%	21%	50%
	再利用率	110,781	118,549	120,776	110,626	99,019	86,915	81,998	-	-
	(参考) 資源化率	22.4%	30.8%	31.8%	31.2%	31.0%	30.1%	30.6%	-	-
	資源化量	183,305	238,484	243,623	233,108	220,232	204,823	200,154	-	-
	集団回収量	29,629	24,868	25,163	24,660	27,395	26,017	25,193	-	-
最終処分量	151,386	96,697	83,051	83,640	69,664	65,032	55,309	81,000	0	

表2-2-2 数値目標進捗状況2（中期目標年度まで）

指標名		基準年度 2002年度 (H14)	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27) 速報値	中期目標 (2015)	最終目標 (2025)
ごみ排出量 (2002年度 比)	家庭系ごみ	535,198	459,720 (-14.1%)	473,304 (-11.6%)	459,689 (-14.1%)	452,569 (-15.4%)	452,644 (-15.4%)	446,644 (-16.5%)	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	169,005 (-32.9%)	173,265 (-31.2%)	178,125 (-29.2%)	181,438 (-27.9%)	175,213 (-30.4%)	176,058 (-30.1%)	-35%	-45%
	計	786,931	628,725	646,569	637,814	634,007	627,857	622,702	-	-
資源利用	資源としての再利用率	14.0%	13.0%	16.2%	15.9%	15.5%	15.1%	13.8%	22%	50%
	再利用率	110,781	81,998	104,922	101,927	98,316	94,779	86,223	-	-
	(参考) 資源化率	22.4%	30.6%	31.1%	30.5%	30.4%	29.7%	28.2%	-	-
	資源化量	183,305	200,154	209,130	202,242	200,366	193,482	181,434	-	-
	集団回収量	29,629	25,193	25,188	24,630	25,424	23,044	20,244	-	-
最終処分量	151,386	55,309	50,893	41,958	50,042	37,776	35,119	55,000	0	

(2) 多様な主体の参画・協働に関する数値目標

表 2-2-3 数値目標の進捗状況 3

指標	2004 (H16) 年度	2007 (H19) 年度	2010 (H22) 年度	2015 (H27) 年度	2004 年度比	短期目標 2010 (H22)	中期目標 2015 (H27)	数値目標 2025 (H37)
	ものを大切に長く使おうとする 県民の率	58.2%	58.3%	59.4%	59.6%	+ 1.4%	80.0%	90.0%
環境に配慮した消費行動をとる 県民の率	39.4%	40.2%	41.3%	40.1%	+ 0.7%	60.0%	90.0%	100.0%
食べ物を粗末にしないよう 心がけている県民の率	38.5%	40.6%	47.3%	44.3%	+ 5.8%	60.0%	90.0%	100.0%
ごみゼロ社会実現プランの 認知率	-	45.6%	36.8%	38.4%		90.0%	100.0%	100.0%

第3章 三重県のごみに関する現状

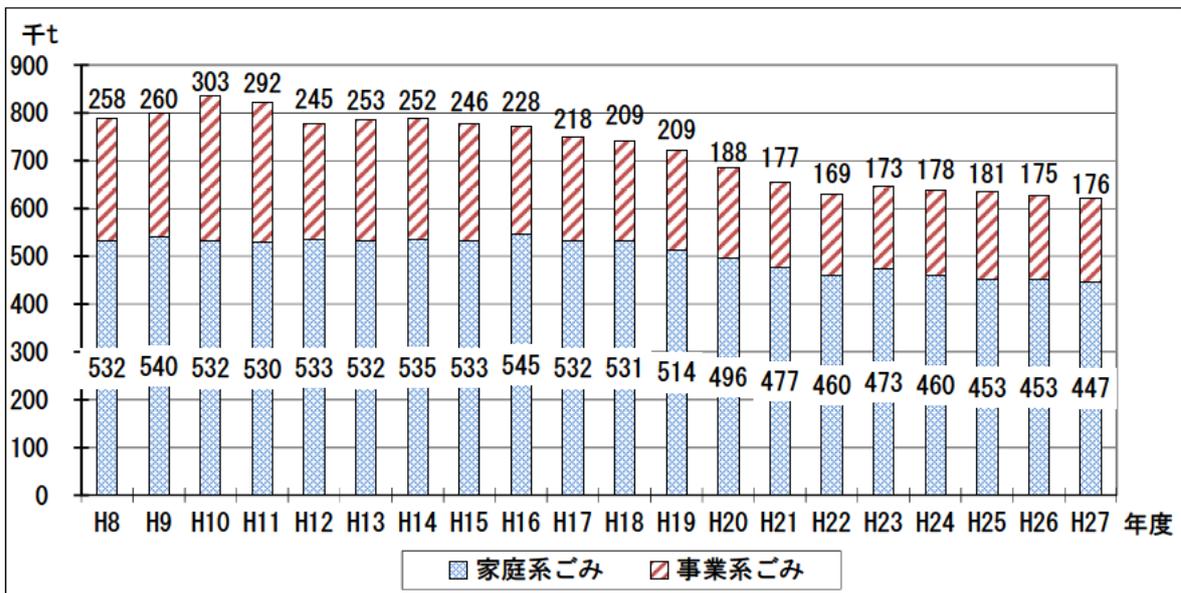
1 ごみ処理に関する状況

(1) 排出及び処理の状況

① 排出の状況

県内のごみの総排出量は、県民、事業者、NPO等団体、市町、県など多様な主体が連携した取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきましたが、平成22年度以降は横ばい傾向にあります。

平成27年度(※)における県内のごみ総排出量は623千tで、うち家庭から排出される生活系ごみが447千t(72%)、事業系ごみが176千t(28%)です。



(※) 平成27年度の数値は速報値。以下、同じ。

(注1) ごみの総排出量の算出方法は、環境省において平成17年度実績から、廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」との整合を踏まえた集計方法に変更されていますが、本プランにおいては、資源の有効利用に関する目標として「資源としての再利用率」を設定しているため(第2章1数値目標の(1)ごみの減量化を参照)、旧来の方法で算出しています。

(旧) ごみの総排出量 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「自家処理量」

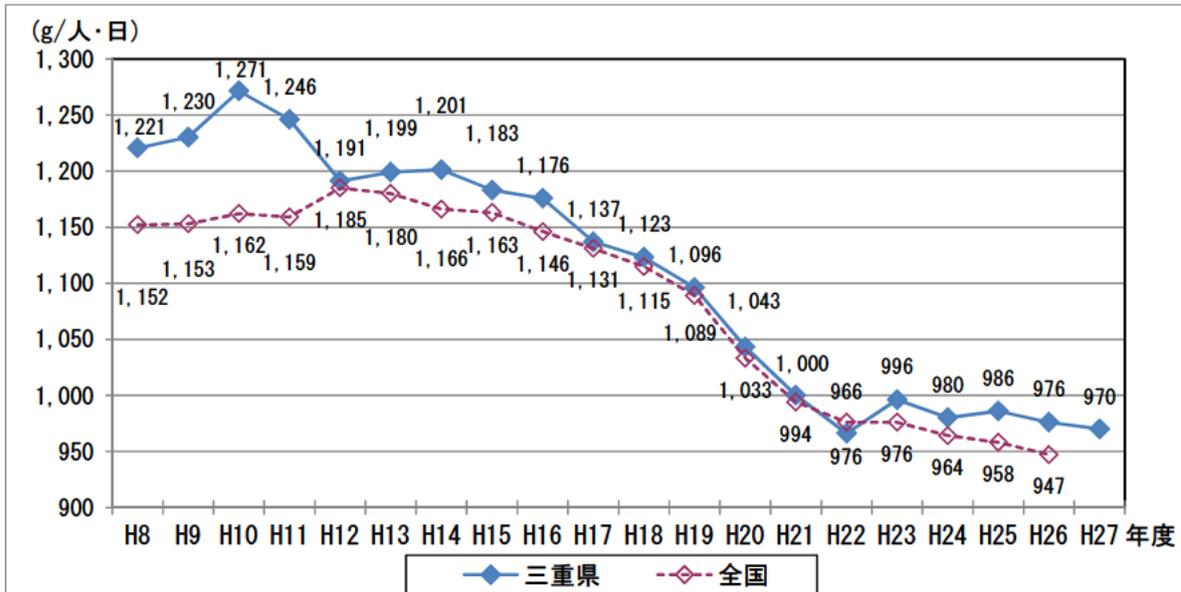
(新) ごみの総排出量 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「集団回収量」

(注2) 集団回収は、市民団体等による収集において、市町が用具の貸出、補助金の交付等により関与しているものを言います。

図3-1-1 ごみ排出量の推移(集団回収量除く)

1人1日あたりのごみ排出量は、平成14年度から平成22年度まで着実に減少してきましたが、近年は、削減が鈍化し、平成27年度は970g/人・日となっています。全国でもほぼ同様の傾向を示しており、三重県は全国値より若干高い値で推移しています。

平成27年度における市町ごとのごみ排出量を比較すると、最大は1,543g/人・日、最少は551g/人・日と約3倍の開きが見られ、市町間で大きな格差があります。



(注) 1人1日あたりのごみ排出量は環境省において平成17年度実績より、廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」との整合を踏まえた集計方法に変更されており、本グラフにおいても環境省と同一の方法で算出しています。

図3-1-2 一人1日あたりのごみ排出量推移

平成27年度のごみの種類別排出状況は、可燃ごみ72.5%、不燃ごみ4.5%、資源ごみ9.7%、直接搬入ごみ9.4%等です。可燃ごみが占める割合が増加しており、不燃ごみや資源ごみ、直接搬入ごみ等の割合は減少傾向にあります。

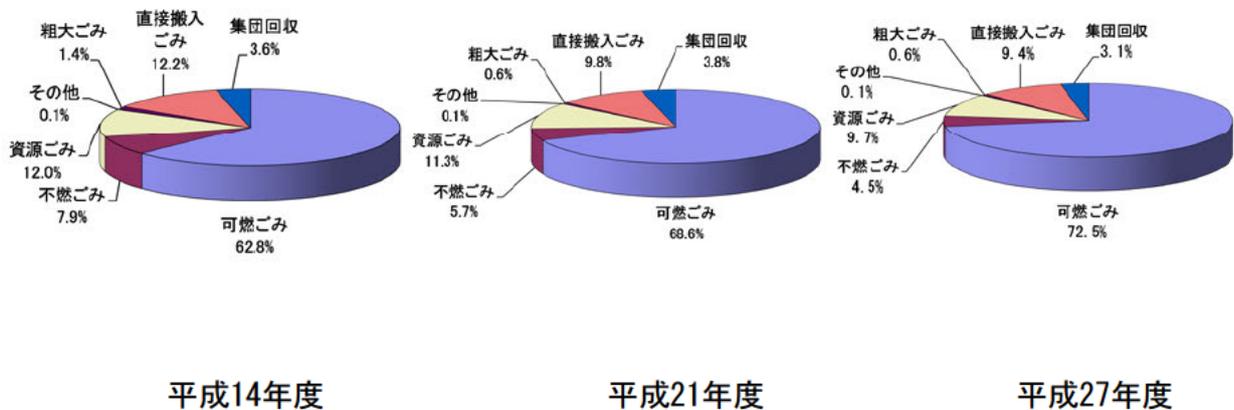


図3-1-3 ごみの種類別排出状況

② 処理の状況

平成 27 年度の処理実績は、直接焼却により処理された量は、422 千 t で、ごみ固形燃料（RDF）化が 83 千 t、直接資源化が 33 千 t、直接埋立が 17 千 t となっています。

平成 14 年度以降、直接埋立量及び直接焼却量は減少傾向でしたが、直接焼却量については平成 23 年度から若干の増加傾向となっています。また、RDF 化される量は平成 14 年度以降大きく増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

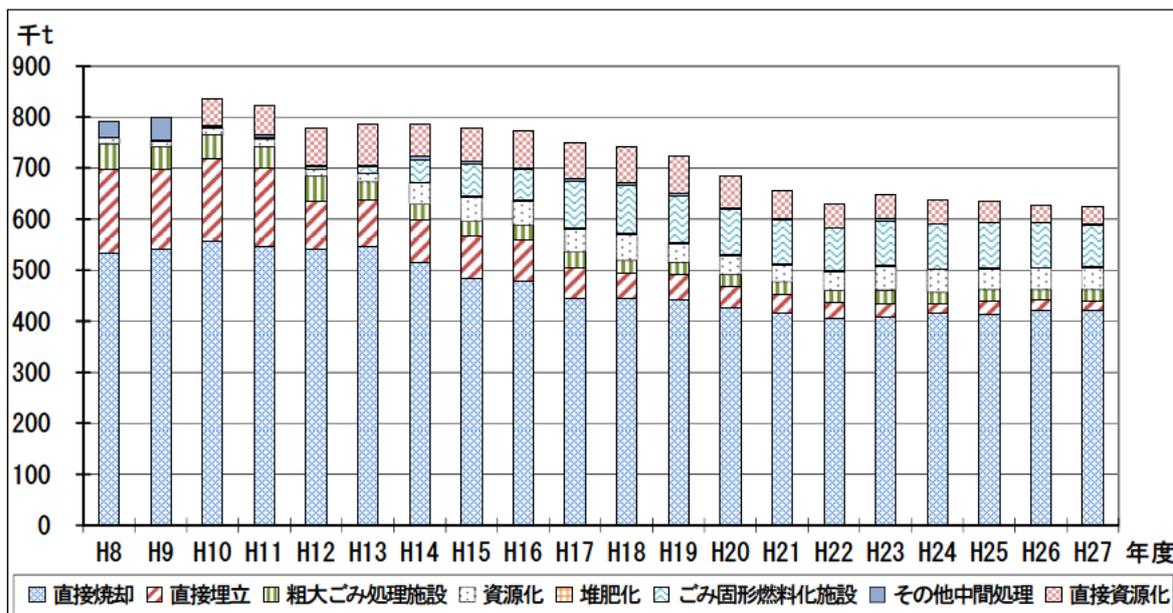


図 3-1-4 ごみの処理状況の推移

③ 資源化の状況

ごみの資源化率は、平成 14 年度に比べると大きく増加しており、RDF 化や焼却灰の再資源化などが進み、平成 26 年度の資源化率は 30.4% と全国平均値 20.6% を大きく上回り、全国でも高い水準で推移しています。

再利用率については、平成 18 年度以降は減少傾向にあり、平成 27 年度は平成 14 年度比 -0.2% の 13.8% となっています。

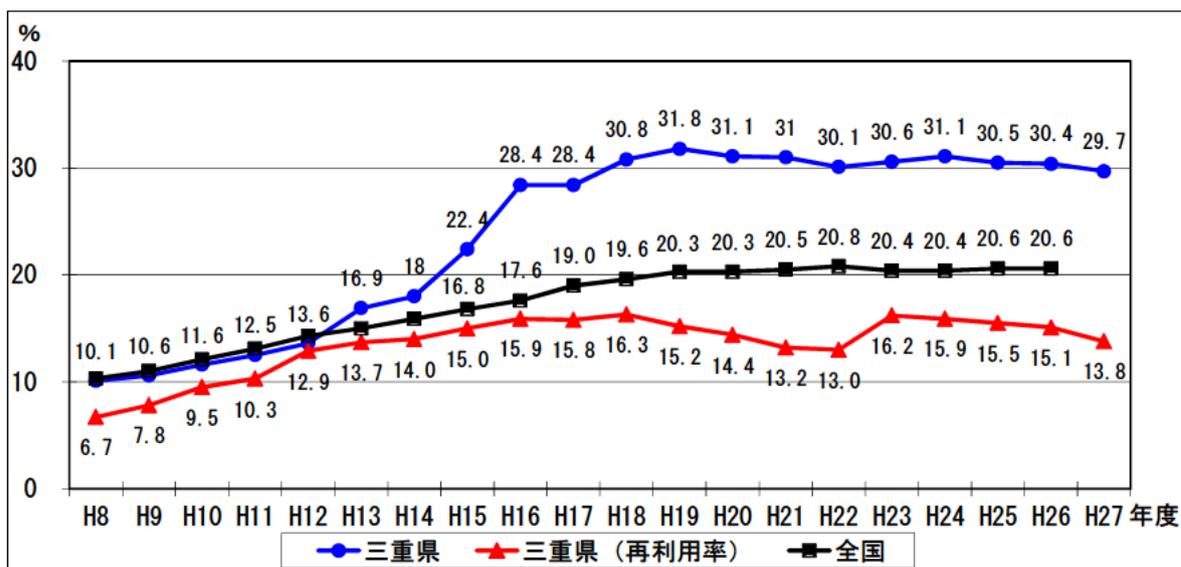
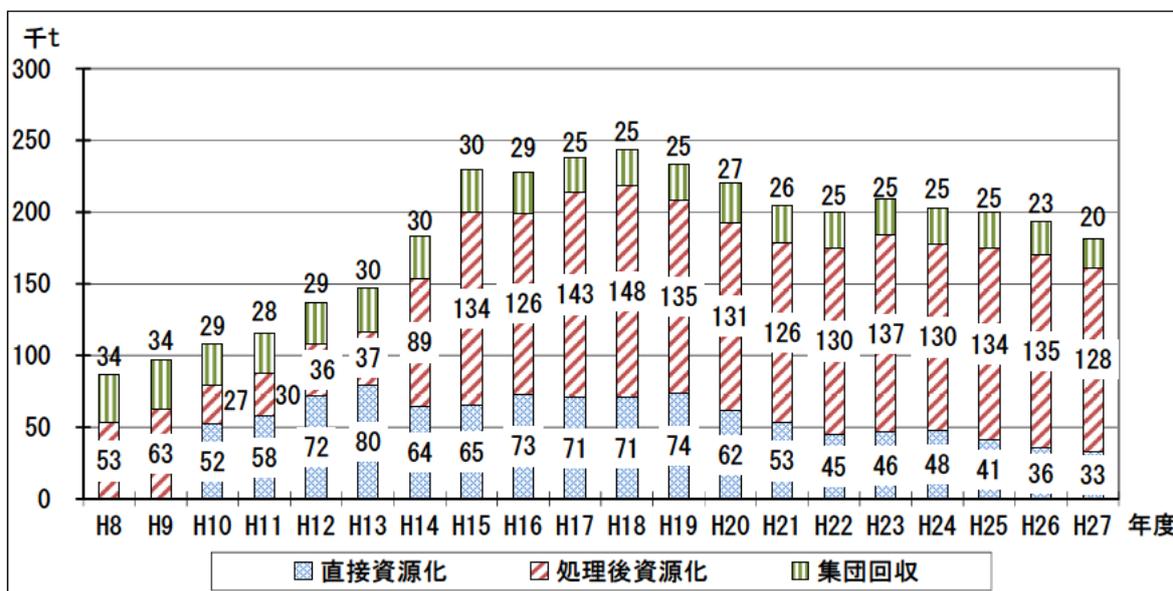


図 3-1-5 資源化率の推移

平成 27 年度の資源化量は、181 千 t で、平成 18 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 19 年度以降は減少傾向となっています。特に、直接資源化量の減少が続いており、この要因の一つとして、資源価格の高騰を背景にした再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活発化が考えられます。



(注) 資源化率は国が定義するリサイクル率のことを言い、次の数式で算出しています。

$$\text{資源化率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

図 3-1-6 資源化量の推移

多様な主体による資源回収量を把握するため、県内の小売店や古紙回収事業者へ資源回収量の調査を行ったところ、平成 23 年度の 76 千 t に比べ平成 26 年度は 110 千 t と大きく増加しています。

表 3-1-1 小売店や古紙回収事業者による資源回収量 (推計)

	ペットボトル	食品トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
平成23年度	1,225	530	448	73,371	263	24	75,861
平成26年度	1,326	204	358	107,729	405	108	110,130
増加率	8.2%	-61.5%	-20.1%	46.8%	54.0%	350%	45.2%

容器包装廃棄物の資源化については、平成 9 年の容器包装リサイクル法の一部施行、平成 12 年からの完全施行により分別収集への取組市町数が増え、分別収集量も増加傾向にありましたが、平成 19 年以降は減少に転じています。

また、容器包装リサイクル法による分別収集計画に対する市町の実施率は、紙製容器包装、白色トレイについてはそれぞれ 31%、68% に止まり、品目によってはさらに分別を進める必要がありますが、ガラス、ペットボトル、段ボールについては 100% となっており、全ての市町で分別収集されています。

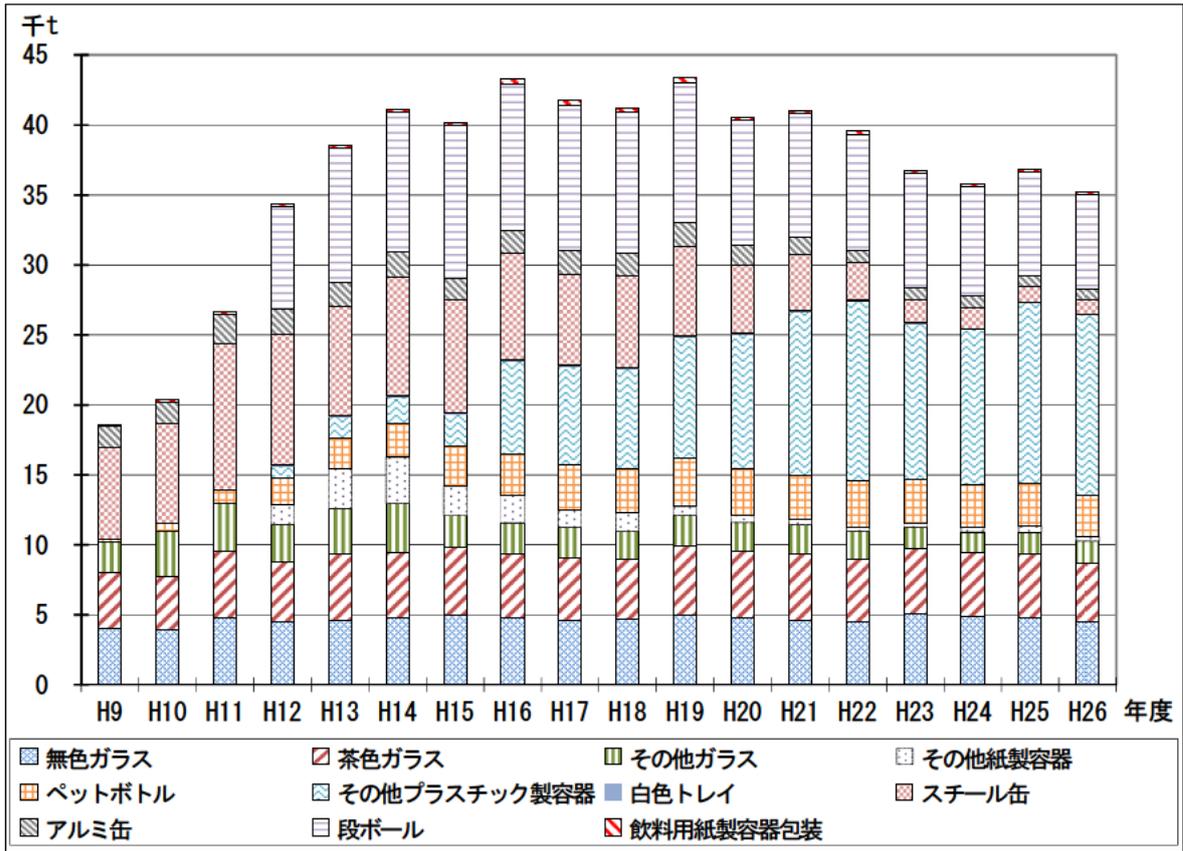


図 3-1-7 資源化量の推移

④ 最終処分

ごみの最終処分量は、プラスチックなどの埋立ごみの減少や、ごみ処理施設における焼却灰の資源化などにより、着実に減少を続けており、平成 27 年度は 35 千 t となりました。そのうち、直接埋立量が 17 千 t (50%)、焼却残さの埋立量が 8 千 t (23%)、焼却施設以外の処理残さが 10 千 t (27%) となっています。

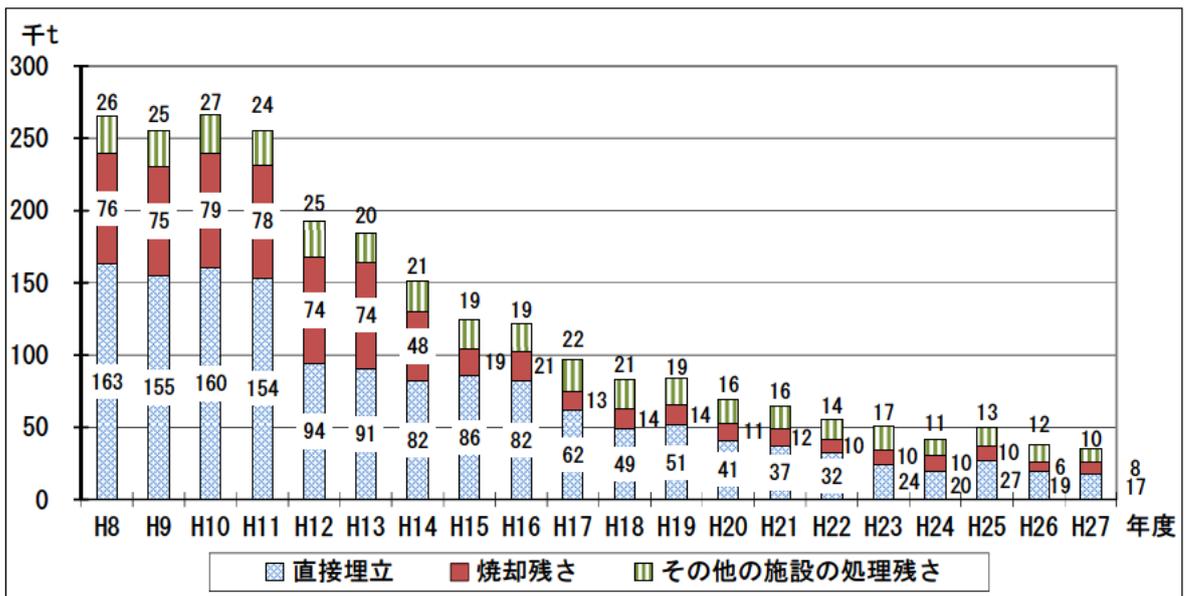
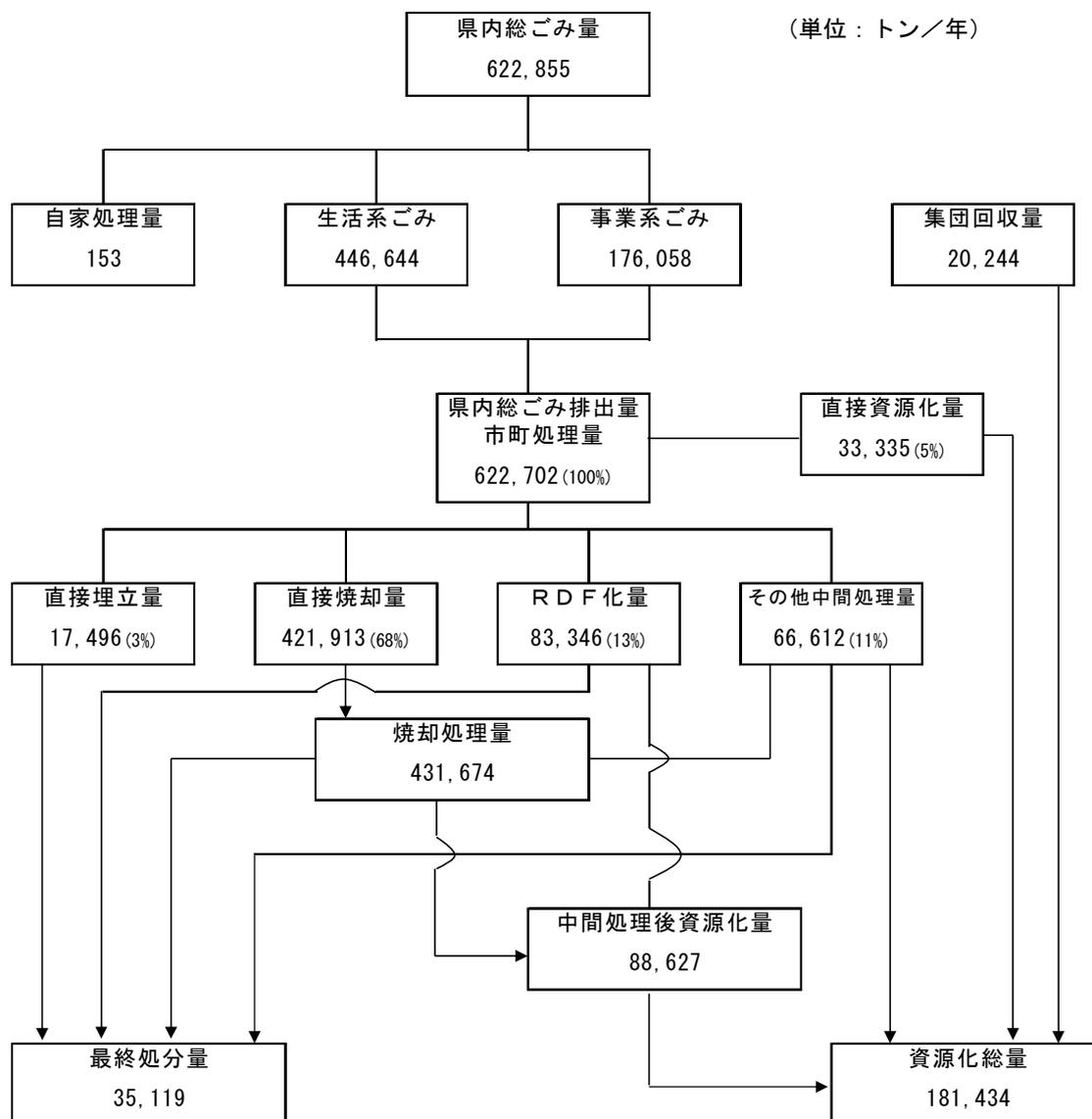


図 3-1-8 最終処分量の推移

⑤ 排出・処理の全体の流れ

平成 27 年度に三重県内で発生した一般廃棄物（ごみ）の排出及び処理の全体の流れは次のとおりです。



注) () 内は市町処理量に対する割合です。

図 3-1-9 ごみの排出及び処理の状況 (平成 27 年度)

(2) 処理施設の状況

県内市町及び一部事務組合等によるごみ処理施設の施設数は、平成 27 年度時点で焼却施設 17、RDF 化施設 6、粗大ごみ処理施設 12、資源化施設 52 及び最終処分場 36 となっています。

焼却施設については、市町村合併等により合併前の市町で設置されているものが徐々に廃止統合されつつあります。

最終処分場については、平成 27 年度時点の残余容量は 1,419,455³であり、平成 26 年度の年間埋立量から推計すると、残余年数は約 21 年となっています。

表 3-1-2 市町によるごみ処理施設の状況（平成 27 年度時点）

施設の種別	施設数	処理能力等
焼却施設	17	2,058 t / 日
RDF 化施設	6	473 t / 日
粗大ごみ処理施設	12	433 t / 日
資源化施設	52	1,033 t / 日
最終処分場	36	7,467,219m ³

注) 平成 27 年度において新設（建設中）、休止、廃止の施設を除く

注) 市町及び一部事務組合等の施設数であり、民間施設は除きます。

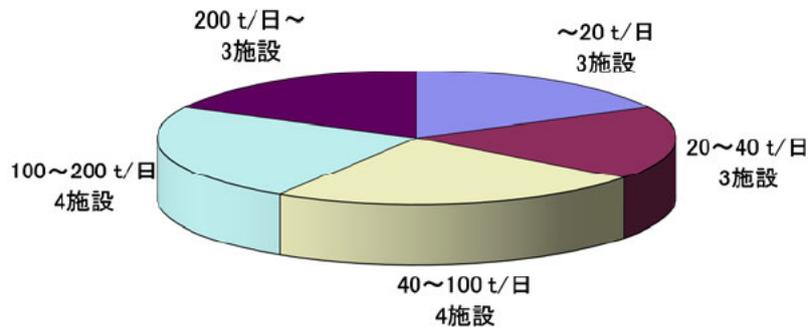


図 3-1-10 ごみ焼却施設の規模別状況（平成27年度時点）

2 県民の意識

県民のごみゼロ社会実現に向けた意識・行動の変化については、平成16年、19年、22年、27年度に、県民7,500人を対象として、郵送によるアンケート調査を行い把握しました。経年変化をみるため、設問や選択肢はできるだけ変えずに調査を実施しています。

【概要は第3章末の「調査概要」に記載】

(1) 現状に対する意識と行動

県民のごみに関する意識については、平成27年度調査において、今日の使い捨て社会に対して、「どちらかというと疑問を感じる」が80.4%と一番高く、「特に疑問は感じていない」は7.0%です。年度ごとに比較すると、各年度とも同様の傾向を示していますが、「よくわからない」と「特に疑問は感じていない」が若干増加しています。

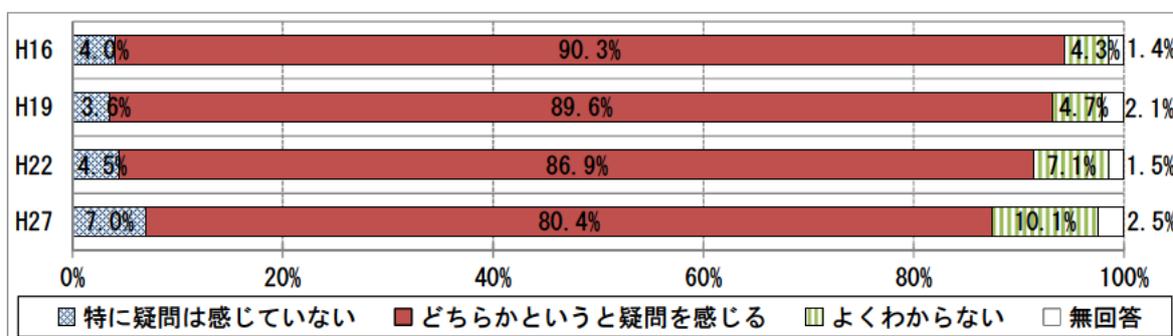


図3-2-1 使い捨て社会に対する疑問

商品の容器包装について、平成27年度調査では、「もっと少なくていいと思う」の92.4%（「とてもそう思う」50.6%+「少しそう思う」41.8%）に対して、「そうは思わない」は6.5%（「あまりそうは思わない」6.0%+「まったくそうは思わない」0.5%）となっており、県民の多くが今日の社会や経済活動に疑問や不安感を持っていることがわかります。

年度ごとに比較すると、いずれの年も「もっと少なくていいと思う」は90%以上となっていますが、「とてもそう思う」割合については減少傾向です。

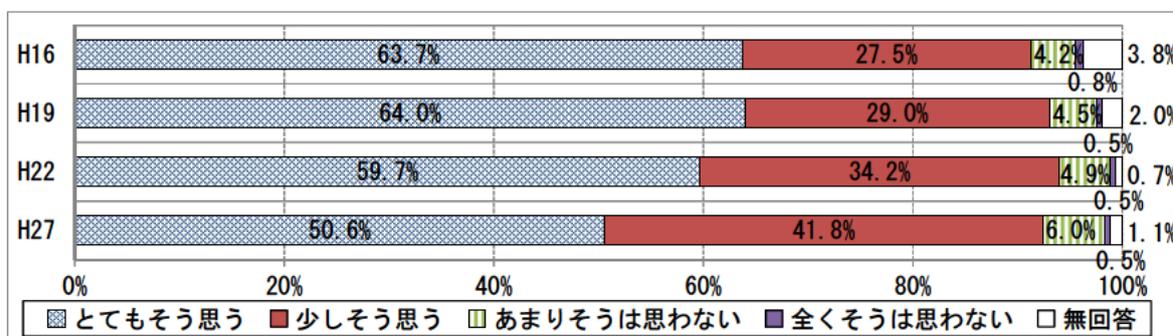


図3-2-2 商品の過剰包装感

一方、行動面について、環境やごみのことは考えずに商品を選ぶかという問いに対して、平成 27 年度調査では「あてはまる」が 60.7%（「よくあてはまる」16.3%+「少しあてはまる」44.4%）、「あてはまらない」が 37.4%（「あまりあてはまらない」30.7%+「まったくあてはまらない」6.7%）となっています。

年度ごとの比較では、大きな傾向の変化は見られず、「あてはまる」が 60%程度で推移しています。

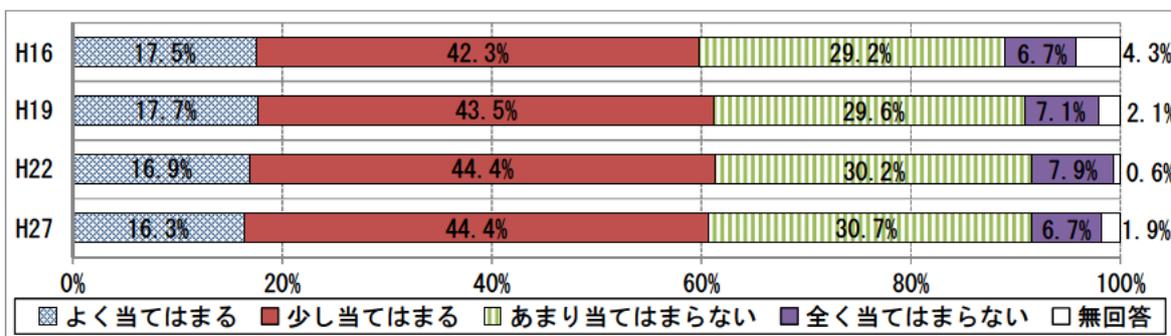


図 3-2-3 環境を考えない商品選び

また、賞味期限切れ等による食材廃棄については、平成 27 年度調査において、「ある」が 64.2%（「よくある」12.7%+「たまにある」51.5%）、「ない」が 34.7%（「あまりない」21.1%+「ほとんどない」13.6%）となっており、社会や経済活動への疑問や不安感が行動と必ずしもつながっていないという傾向が見られます。

各年度の調査結果を比較すると、「ない」との回答が増加傾向にあり、食べものを大切にする意識は高まっています。

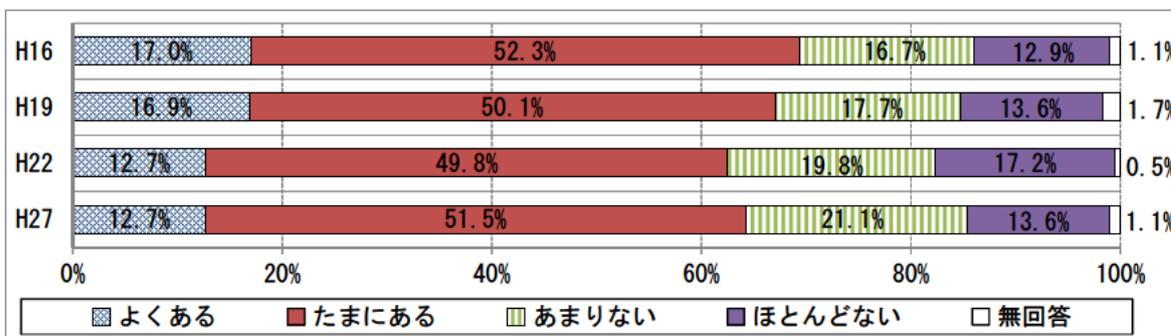


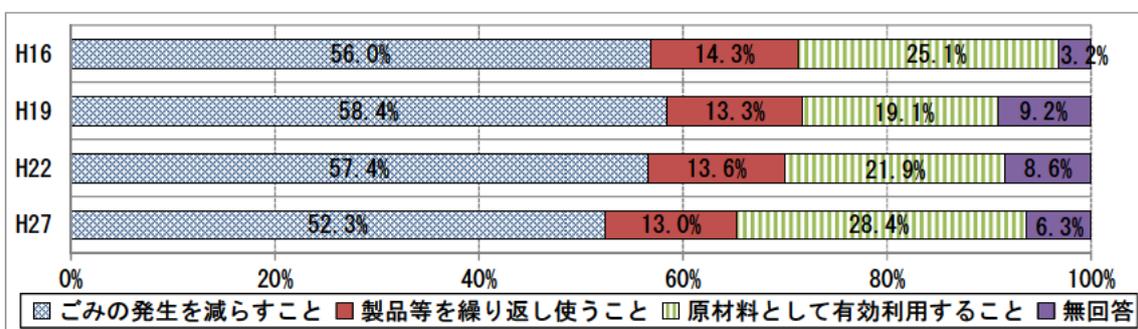
図 3-2-4 賞味期限切れ等による食材廃棄

(1) ごみ減量化の取組に対する意識

ごみ減量化の取組のなかで何が大切かという問いに対しては、平成 27 年度調査では「ごみそのものの発生を減らすこと」が 52.3%、「製品や容器等を繰り返し使うこと」が 13.0%、「資源として分別し、再び原材料として有効利用すること」が 28.4%と、ごみそのものの発生を減らすことを最も大切とする回答が、再使用、再生利用を大切とする回答を大きく引き離しています。この傾向は、平成 16 年度から大きく変化していませんが、再生利用を大切とする回答が増加傾向にあります。

平成 27 年度調査では各年代層においてほぼ同じような傾向が見られますが、「ごみそのものの発生を減らすこと」は年代が低くなるほど、「製品や容器等を繰り返し使うこと」は年代が高いほど多くなる傾向があり、意識に若干の差違があります。

各年度を比較すると、「ごみそのものの発生を減らすこと」が低下し、「製品や容器等を繰り返し使うこと」、「資源として分別し、再び原材料として有効利用すること」が上昇しています。



〈年代別〉

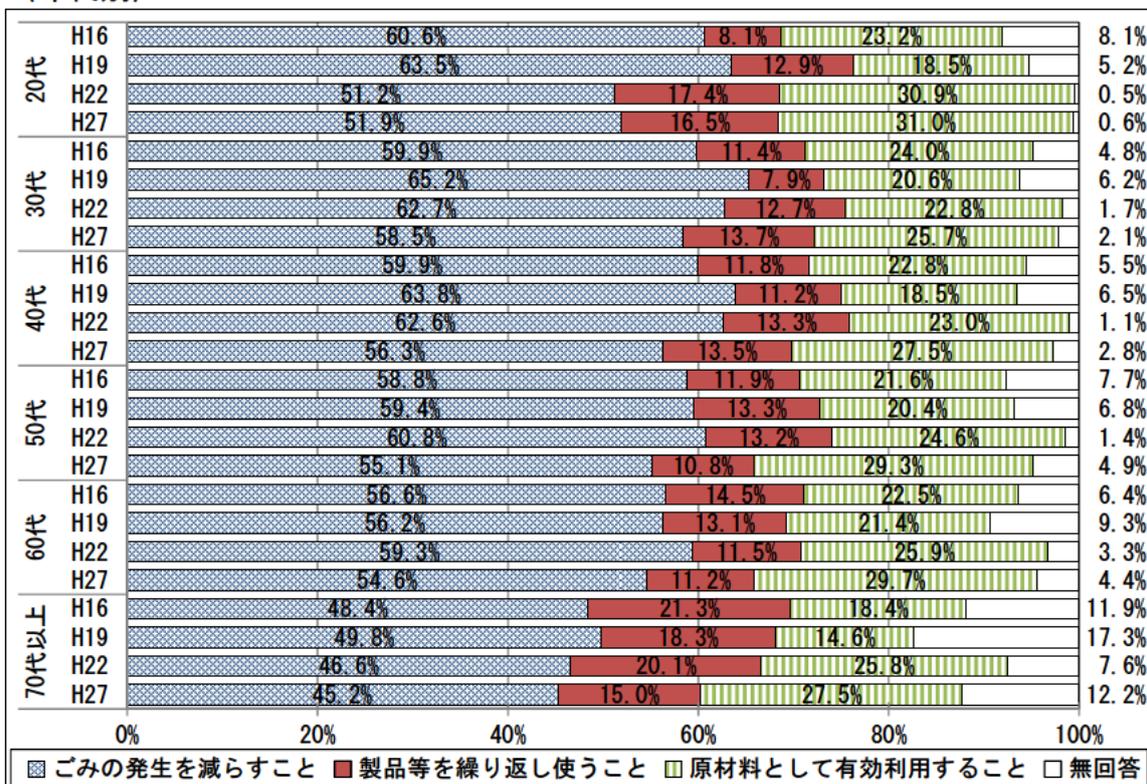
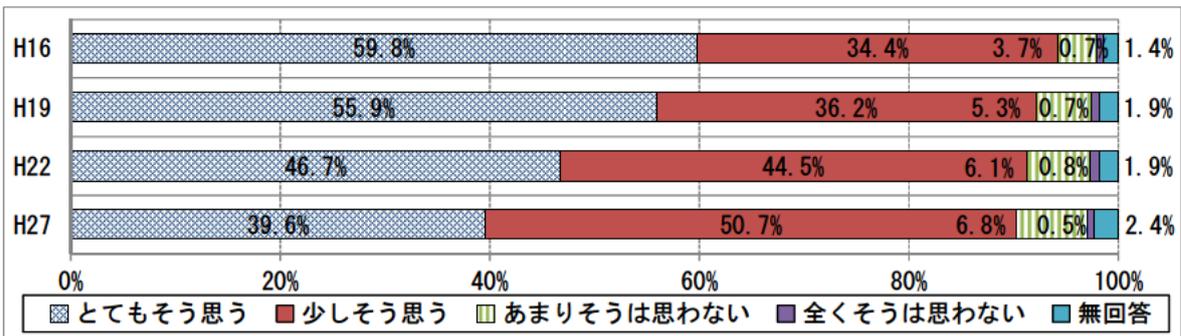


図 3-2-5 最も大切だと思う取組

(2) 資源化に対する意識

資源化については、ごみは手間やコストをかけてでも資源として有効利用すべきかという問いに対して、平成27年度調査では「そう思う」が90.3%（「とてもそう思う」39.6%+「少しそう思う」50.7%）、「そうは思わない」が7.3%（「あまりそうは思わない」6.8%+「まったくそうは思わない」0.5%）と資源化に対する意識がかなり高くなっています。この傾向は、平成16年から変化ありませんが、「そう思う」割合が減少傾向にあります。

年代別においては、どの年代でも資源化への意識が高く、「そう思う」が90%近くありますが、特に若い年代では「とてもそう思う」割合が減少傾向にあります。



〈年代別〉

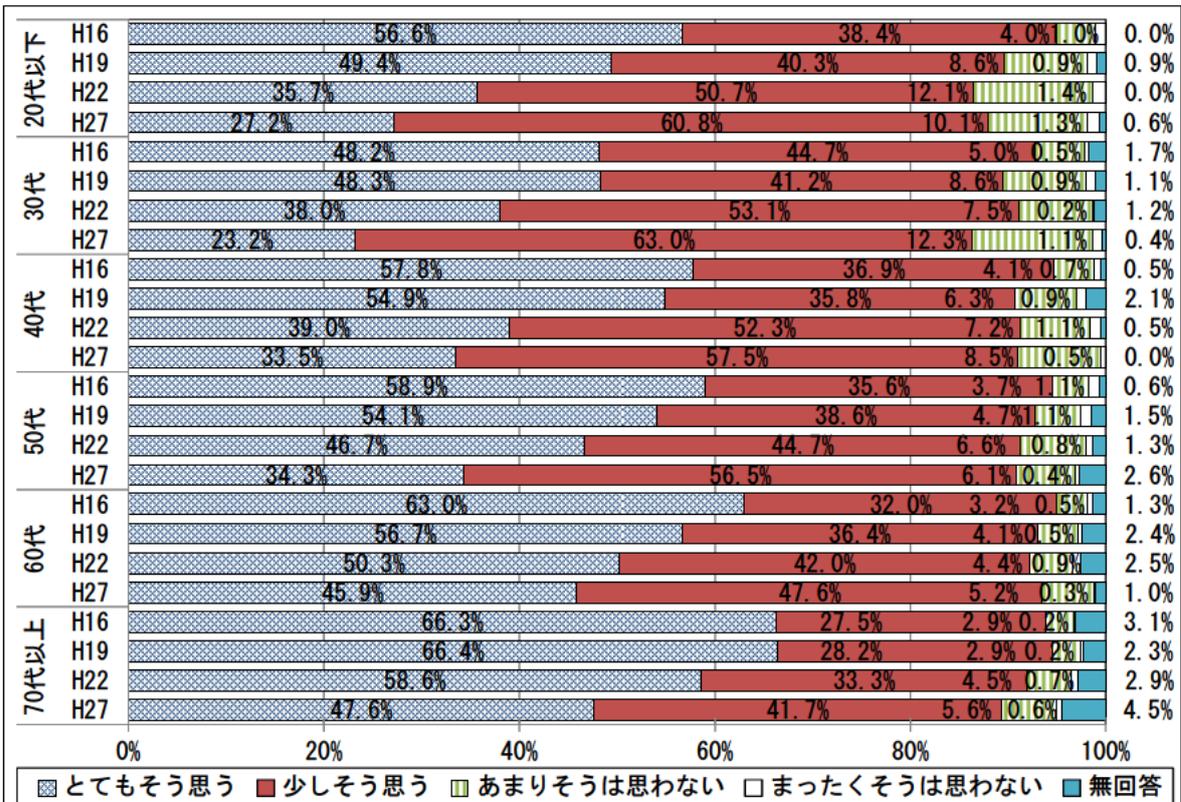


図3-2-6 手間やコストをかけて資源化することへの意見

3 事業者の意識

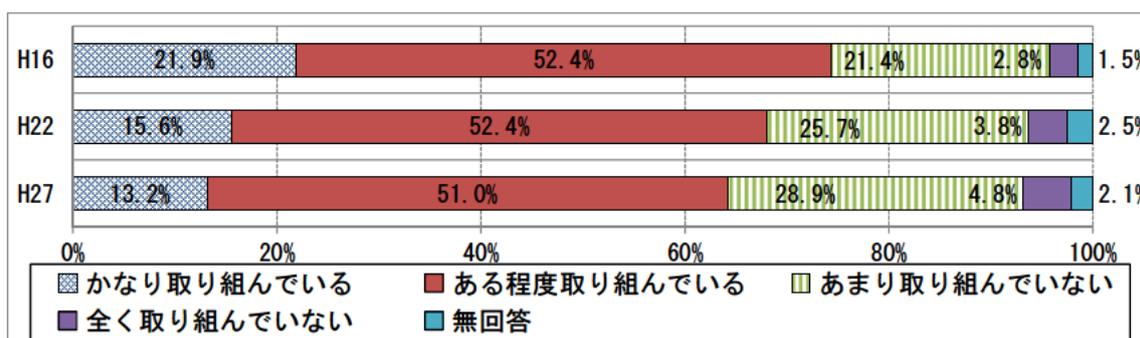
事業者のごみゼロ社会実現に向けた意識・行動の変化については、平成16年、22年、27年度に、業種按分した県内約2,000社を対象として、郵送によるアンケート調査を行い把握しました。経年変化をみるため、設問や選択肢はできるだけ変えずに調査を実施しています。

【概要は第3章末の「調査概要」に記載】

(1) ごみ減量化への取組

事業者のごみ減量化への取組について、平成27年度調査では「取り組んでいる」が64.2%（「かなり取り組んでいる」13.2%+「ある程度取り組んでいる」51.0%）、「取り組んでいない」が33.7%（「あまり取り組んでいない」28.9%+「まったく取り組んでいない」4.8%）と6割以上の事業者が減量化に取り組んでいます。しかし、平成16年度と比較すると「取り組んでいる」が減少し、「取り組んでいない」が増加しています。

規模別に見ると、それぞれの規模において、「取り組んでいる」が「取り組んでいない」を大きく上回っていますが、規模が大きくなるほど、「取り組んでいる」とする事業者が多く、100人以上の事業所では、87.5%（「かなり取り組んでいる」12.5%+「ある程度取り組んでいる」75.0%）となっています。各年度においても同じ傾向を示しています。



〈従業員規模別〉

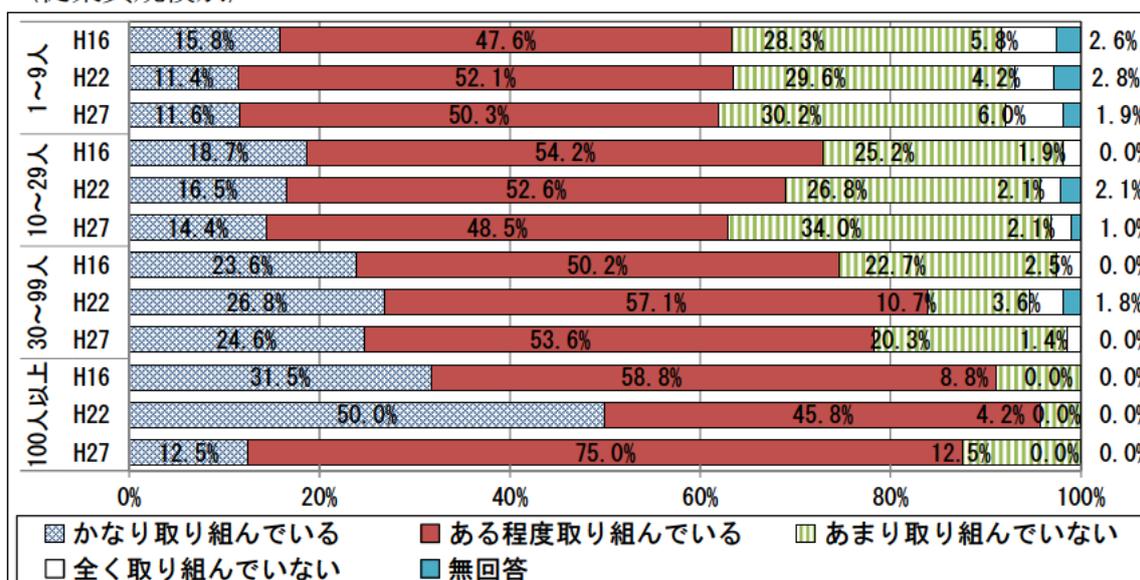
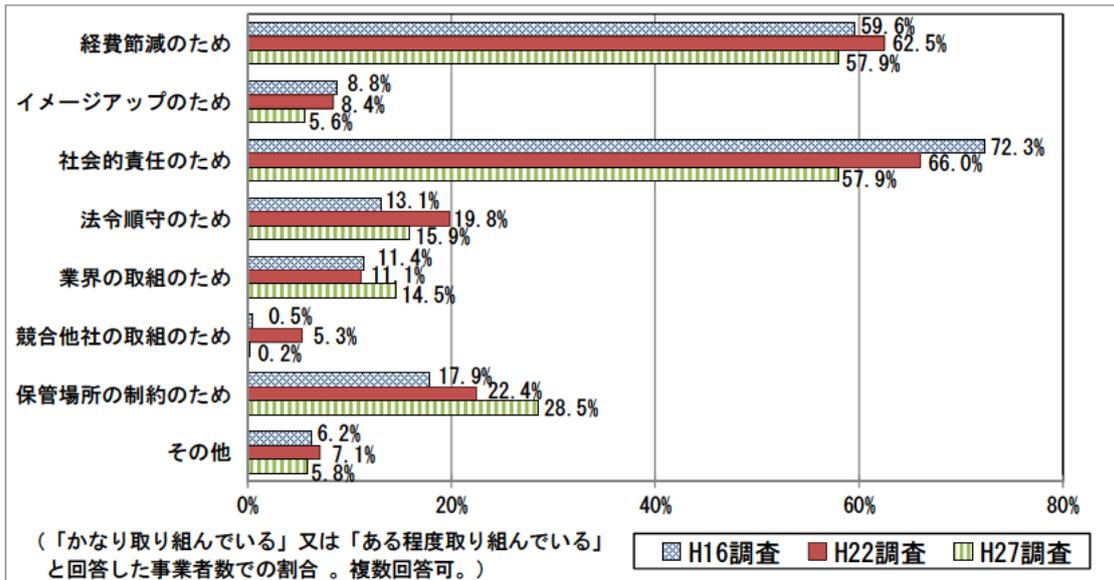


図3-3-1 従業員規模別減量化への取組

(2) 取組の理由

減量化に取り組む理由については、平成27年度調査では、「企業としての社会的責任を果たすため」とする事業者の割合と「経費削減のため」とする事業者の割合が57.9%で同程度となりました。しかし、各年度を比較すると「企業としての社会的責任を果たすため」の割合が減少する傾向にあります。

規模別に見ても、平成27年度調査では、それぞれの規模で「企業としての社会的責任を果たすため」とする事業者が多くなっていますが、規模が大きくなるほど、その傾向は強くなっています。各年度の調査についても同様の傾向にあります。



〈従業員規模別〉

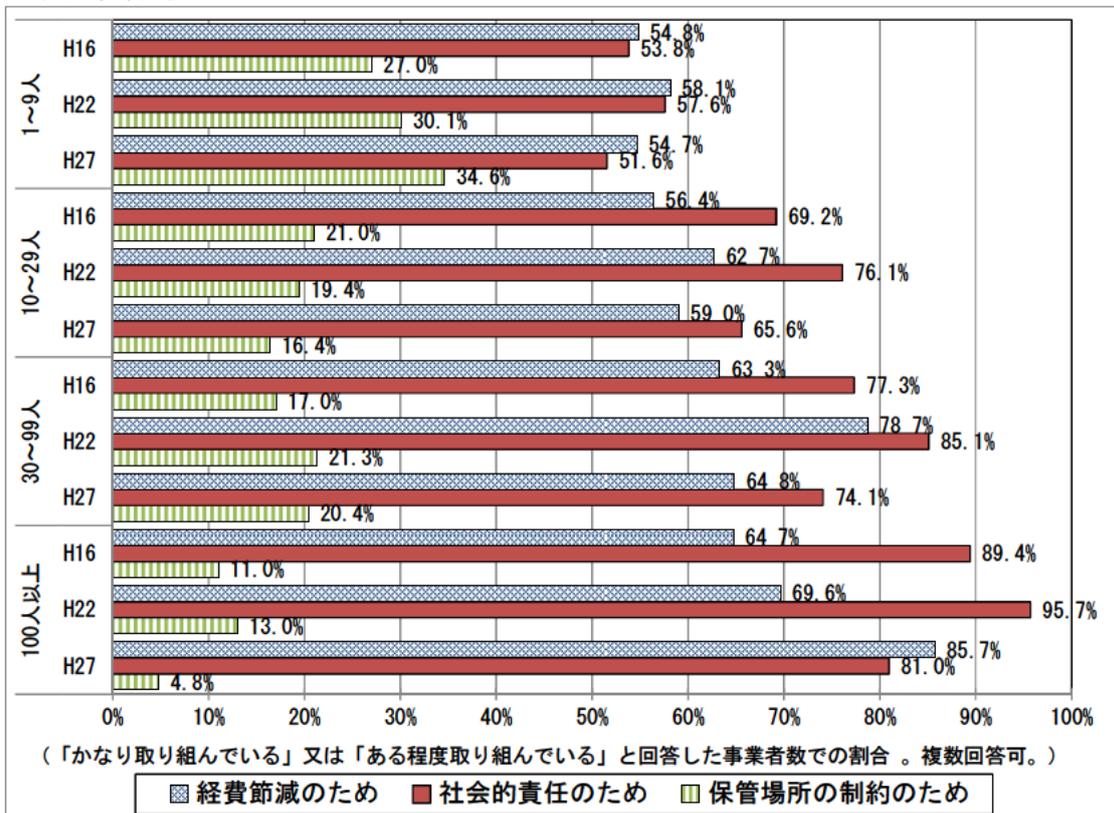
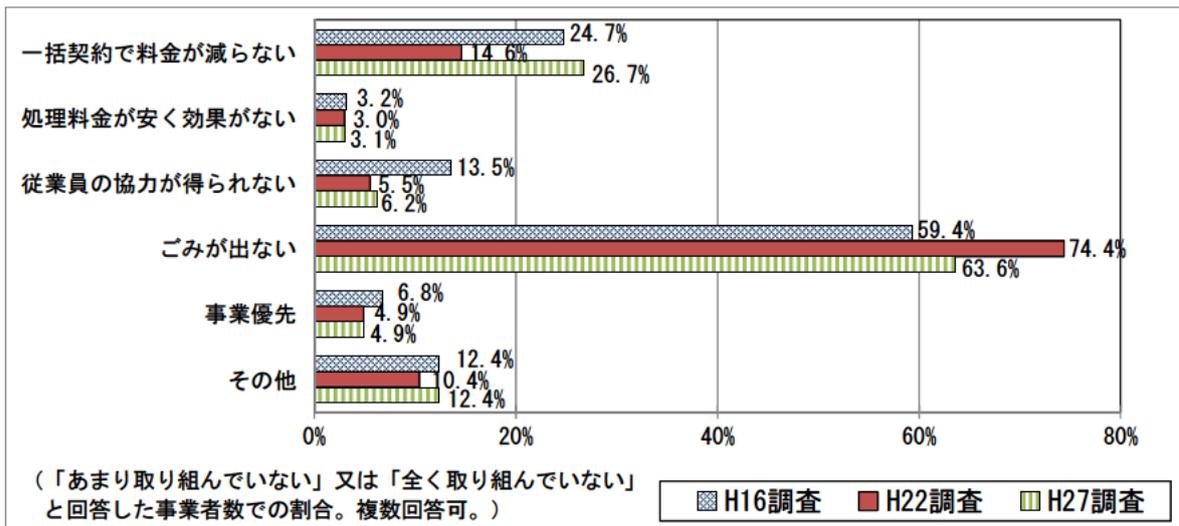


図3-3-2 減量化に取り組む理由

一方、取り組まない理由については、平成 27 年度調査では「減らす努力をするほどごみが出ないため」が 63.6%と最も多く、次に「ごみ処理を一括契約しているため、ごみ量が減っても処理料金は変わらないため」が 26.7%となっています。各年度とも同様の傾向にあり、「減らす努力をするほどごみが出ないため」が最も多くなっています。

規模別に見ると、平成 27 年度調査では「減らす努力をするほどごみが出ないため」とする事業者は規模が小さくなるほど、「ごみ処理を一括契約しているため、ごみ量が減っても処理料金は変わらないため」とする事業者は、規模が大きくなるほど多くなっています（ただし、100 人以上を除きます）。



〈従業員規模別〉

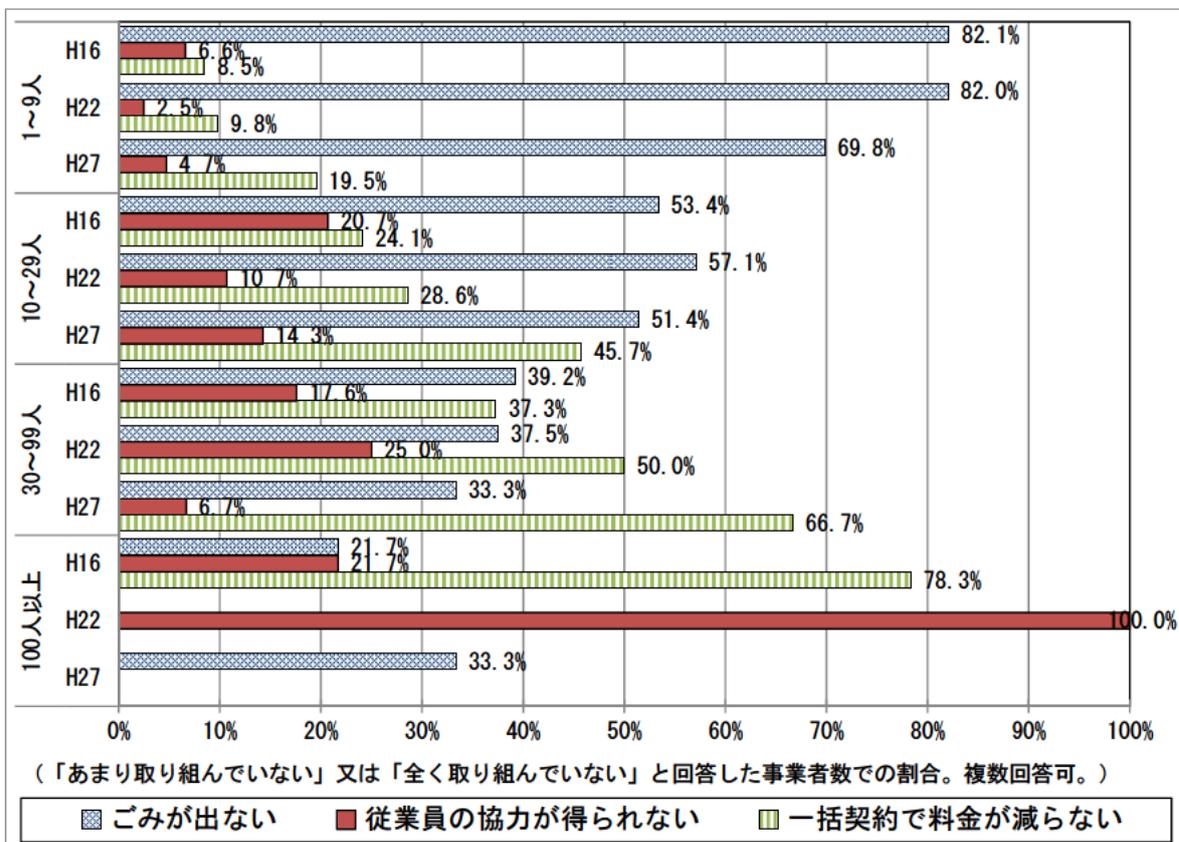


図 3-3-3 減量化に取り組まない理由

4 NPO等団体の意識

NPO等団体のごみゼロ社会実現に向けた意識・行動の変化については、毎年度、電子メール及び郵送によりアンケート調査を行い把握しました。経年変化をみるため、設問や選択肢はできるだけ変えずに調査を実施しています。

【概要は第3章末の「調査概要」に記載】

(1) ごみ減量化等への取組

NPO等団体のごみ減量化等への取組については、「生ごみ堆肥化の実施・協力」が29%と最も高く、「廃食用油のリサイクルの実施・協力」が18%、「生ごみ堆肥化に関する住民への啓発」が16%と続いています。また、「フリーマーケット等の開催・出展」、「ごみ減量化やリサイクル等に関する行政の施策への協力」などの活動も行われています。

しかし、経年変化においては、減量化へ取り組むNPO等団体の割合が減少傾向にあります。

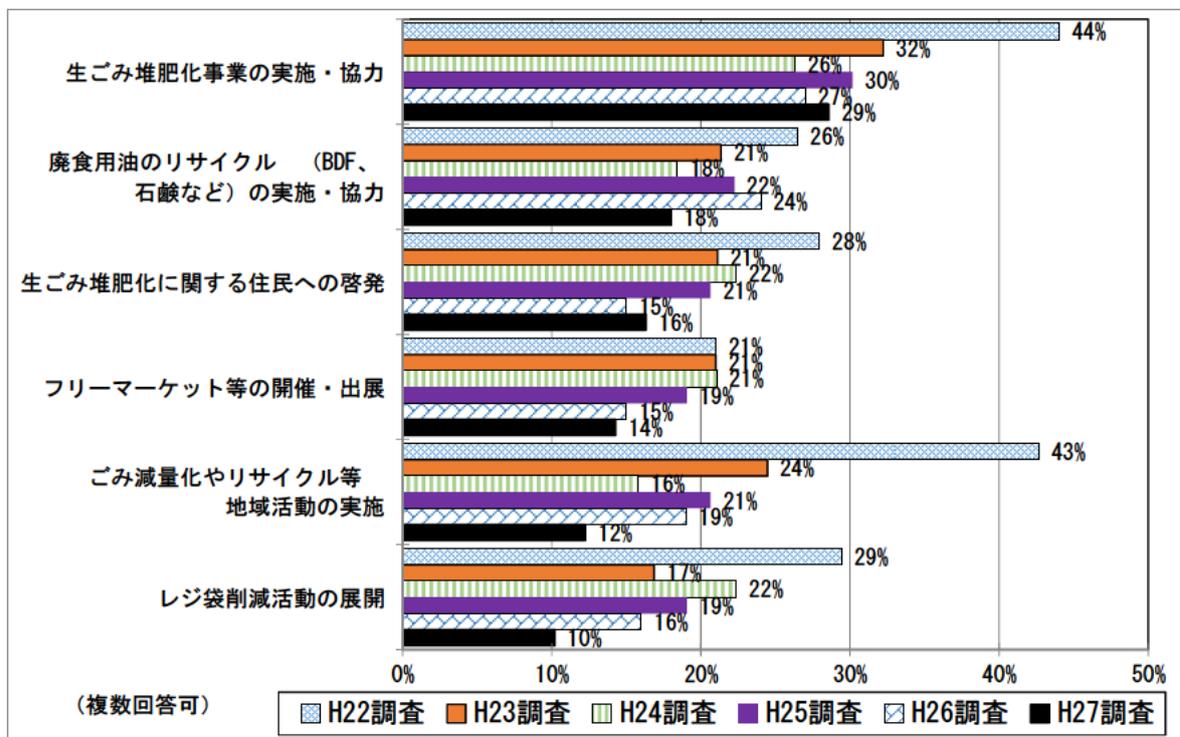


図3-4-1 減量化への取組

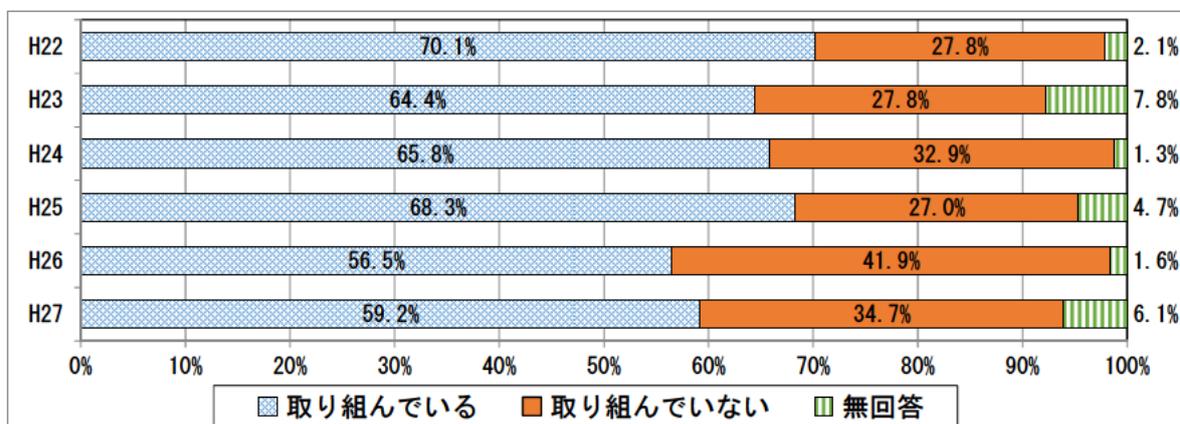


図3-4-2 減量化へ取り組む団体の推移

(2) 県に期待する役割

県に期待する役割として、平成27年度調査において、「全県的な啓発（キャンペーン等の実施）」が33%と最も高く、「情報交換の場や機会の提供」が20%、「調査研究や情報提供」が18%と続いています。

経年変化では、「調査研究や情報提供」、「情報交換の場や機会の提供」は減少傾向にあります。一方、「全県的な啓発」には多くのNPO等団体から県への協力が期待されています。

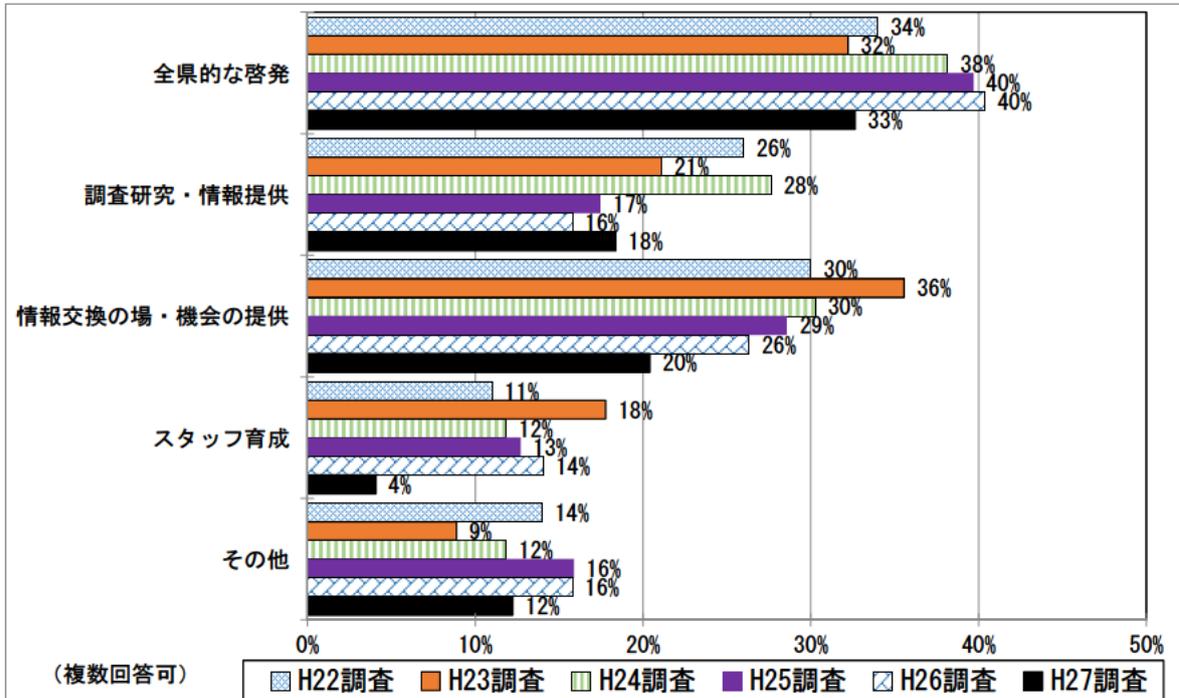


図3-4-3 県に期待する役割

(参考) 調査概要

ごみゼロプランの各主体における取組状況を把握するため、次のアンケート調査を実施しています。

「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート

調査目的：「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、ごみに対する県民の意識や考え方について調査を行った。

調査対象：地域特性などを考慮して選んだ県内 15 市町から 500 名ずつ、合計 7,500 名を選挙人名簿から無作為抽出し、調査対象とした。

調査方法：郵送によって調査票を発送、回収。はがきによるお礼兼催促を実施。

調査期間、回収結果：

平成 16 年 9 月 9 日～同月 24 日	有効発送数	7,425	有効回収率	51.6%
平成 19 年 9 月 10 日～同年 10 月 3 日	有効発送数	7,408	有効回収率	49.7%
平成 22 年 5 月 21 日～同年 6 月 11 日	有効発送数	7,390	有効回収率	42.7%
平成 27 年 8 月 4 日～同月 21 日	有効発送数	7,394	有効回収率	40.3%

ごみゼロプラン推進に関する市町の取組状況調査

調査目的：「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、市町のごみ減量化等の取組状況について調査を行った。

調査対象：県内全 29 市町（平成 16 年度の合併前は旧全市町村）

調査方法：メールにより調査票を発送、回収。

調査期間、回収結果：

平成 16 年度より毎年実施県内全市町村、回収率：100%

「ごみゼロ社会」をめざす事業者アンケート（対象：企業環境ネットワーク・みえ会員約 340 社）

調査目的：「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、事業所のごみ減量化等の取組状況について調査を行った。

調査対象：「企業環境ネットワーク・みえ」の会員約 340 社（平成 18 年は 224 社）

調査方法：郵送・メールによって調査票を発送、回収。

調査期間、回収結果：

平成 18 年 5 月 25 日～同年 6 月 9 日	有効発送数	224	有効回収率	54.9%
平成 19 年 11 月 27 日～同年 12 月 11 日	有効発送数	318	有効回収率	33.3%
平成 20 年 7 月 24 日～同年 8 月 12 日	有効発送数	335	有効回収率	30.1%
平成 21 年 7 月 14 日～同年 8 月 11 日	有効発送数	348	有効回収率	21.8%
平成 23 年 7 月 15 日～同年 8 月 5 日	有効発送数	339	有効回収率	23.0%
平成 24 年 10 月 5 日～同月 26 日	有効発送数	337	有効回収率	22.0%
平成 25 年 6 月 21 日～同年 7 月 12 日	有効発送数	336	有効回収率	21.1%
平成 26 年 7 月 17 日～同年 8 月 7 日	有効発送数	328	有効回収率	34.8%
平成 27 年 9 月 28 日～同年 10 月 15 日	有効発送数	332	有効回収率	33.1%

「ごみゼロ社会」をめざす事業者アンケート（対象：県内の業種按分、無作為抽出の2,000社）

調査目的：「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、事業所のごみ減量化等の取組状況について調査を行った。

調査対象：県内に所在する事業所のうち業種による按分を行い、無作為抽出した2,000社

調査方法：郵送によって調査票を発送、回収。はがきによるお礼兼催促を実施。

調査期間、回収結果：

平成16年11月12日～同月30日	有効発送数	2,444	有効回収率	42.5%
平成22年5月31日～同年6月21日	有効発送数	1,864	有効回収率	29.9%
平成27年8月3日～同年8月21日	有効発送数	1,899	有効回収率	35.1%

「ごみゼロ社会」をめざすNPO等団体アンケート

調査目的：「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、NPO等団体のごみ減量化等の取組状況について調査を行った。

調査対象：県内NPO認証団体のうち、定款から「環境」に関連すると判断した団体およびごみゼロ交流会など「ごみゼロ」の取組に協力いただいている200団体程度

調査方法：郵送によって調査票を発送、回収。はがきによるお礼兼催促を実施。

調査結果、回収結果：

平成22年8月3日～同年10月15日	有効発送数	174	有効回収率	55.7%
平成23年7月19日～同年8月8日	有効発送数	225	有効回収率	40.0%
平成24年10月5日～同月26日	有効発送数	210	有効回収率	36.2%
平成25年6月21日～同年7月12日	有効発送数	211	有効回収率	29.9%
平成26年7月17日～同年8月7日	有効発送数	190	有効回収率	32.6%
平成27年8月3日～同年8月21日	有効発送数	171	有効回収率	28.7%

民間資源回収量調査

調査目的：民間事業者による資源回収が普及してきており、市町が行う回収以外の資源ごみの流通量を把握するため、回収量の調査を行った。

調査対象：県内の古紙回収事業者27社（平成24年度調査時は14社）、県内のスーパー等店頭回収を行っている事業者214社（平成24年度調査時は242社）

調査方法：郵送によって調査票を発送、回収。はがきによるお礼兼催促を実施。

調査期間、回収結果：

古紙回収事業者

平成24年12月27日～平成25年1月18日	有効発送数	14	有効回収率	78.6%
平成27年8月3日～同年8月21日	有効発送数	27	有効回収率	51.9%

スーパー等小売店

平成24年12月27日～平成25年1月18日	有効発送数	228	有効回収率	71.1%
平成27年8月3日～同年8月21日	有効発送数	208	有効回収率	48.1%

家庭系ごみの組成分析

調査目的：地域特性や住居特性に着目して抽出した集積所に出されたごみについて、その組成を分析し、ごみ質や分別状況等の調査を行った。

調査対象：家庭ごみ排出量や地域特性などを考慮して県内9市町を調査対象とした。

調査方法：市町のごみ集積所から収集し、分類項目ごとに分類、重量等必要なデータを計測した。

調査時期：平成16年 9月13日～同年10月29日

平成21年 11月 5日～同月27日

平成22年 5月27日～同年 6月15日

第4章 基本方向ごとの取組

基本方向1 拡大生産者責任の徹底

ごみの発生・排出抑制については、廃棄物のより少ない商品の製造・販売、あるいは、再使用や再利用をしやすい製品の製造・販売を行う立場にある製造者や流通・販売事業者等のごみ減量化に向けた取組が必要です。

(取組の現状)

基本取組1-1 拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討

拡大生産者責任に基づく取組促進のための啓発、情報発信、国、業界への提言【県】

中部圏ごみゼロ社会実現推進会議を組織し、運営【県】

「マイ〇〇運動」の啓発・調査の実施【県】

基本取組1-2 拡大生産者責任に基づく取組の推進

グリーン購入など環境配慮型の消費行動【事業者】

環境配慮設計や自主的な取組による回収システムの構築【事業者】

グリーン購入の積極的な導入（物品、役務、公共工事）【県】

三重県リサイクル製品利用推進条例や三重の木制度による認定製品の優先購入【県】

基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

事業系ごみについては、総排出量が平成14年度に比べ大きく減少しましたが、費用負担のあり方や家庭ごみへの混入、分別の不徹底といった問題を抱えており、減量化対策の一層の推進が求められています。

(取組の現状)

基本取組2-1 事業系ごみ処理システムの再構築

事業系ごみの適正処理【事業者】

廃棄物の減量・資源化対策の実施【事業者】

事業系ごみの処理料金見直し【市町】

排出事業者や許可業者に対して、ごみの減量化・分別の指導、搬入計画の提出や搬入時の立会実施【市町】

市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援【県】

基本取組 2-2 事業系ごみの発生・排出抑制

ISO14001 や M-EMS をはじめとする環境マネジメントシステムの取得・運用【事業者】

ごみの減量化・分別の指導【市町】

基本取組 2-3 事業系ごみの再利用の促進

紙ごみの再資源化【事業者】

基本方向 3 リユース（再使用）の推進

リユースは、ごみの発生・排出を抑制するうえで、非常に重要かつ効果的な取組ですが、自治体や地域のレベルでの取組は十分とは言えません。今後は、「使い捨て・リサイクルからリユースへ」という大きな流れをつくる必要があります。

(取組状況)

基本取組 3-1 不用品の再使用の推進

不用品のリサイクルに関する取組への協力【事業者】

フリーマーケットの開催、出展や不用品リサイクルに関する情報提供・情報交換の仕組み作り【NPO】

フリーマーケット等の開催支援【市町】

基本取組 3-2 リターナブル（リユース）容器の普及促進

環境に配慮したエコイベントへの参加・協力【事業者】

NPO等団体主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用【NPO】

エコイベントマニュアルを整備し、環境に配慮したイベントの推進【県】

基本取組 3-3 リースやレンタルの推進

事業活動におけるレンタルやリースの活用【事業者】

基本取組 3-4 モノの長期使用の推進

製品等の修理・修繕に関する住民の啓発【NPO】

基本方向 4 容器包装ごみの減量・再資源化

容器包装ごみ（紙・プラスチック）は家庭ごみの約 2 割（湿重量比、容積比では約 5 割）を占めており、ごみ減量化のためには容器包装ごみをいかに減らすかが大きな鍵となります。

（取組状況）

基本取組 4－1 容器包装リサイクル法への対応

容器リサイクル法に対応した分別収集計画の整備、実施【市町】

三重県分別収集促進計画を策定し、分別収集促進の意義に関する知識の普及、区域内の市町間の分別収集に関する情報交換の促進【県】

基本取組 4－2 容器包装の削減・簡素化の推進

容器包装の削減・簡素化のための工夫や改善【事業者】

レジ袋有料化の積極的な取組【事業者】

通い箱による包装容器や梱包材の削減、製品ロスの削減【事業者】

事業者や県民と連携したレジ袋有料化への取組【市町】

レジ袋有料化検討会への参加・支援【県】

基本方向 5 生ごみの再資源化

生ごみは、家庭ごみの約 4 割（湿重量比、容積比では約 1 割）、を占めており、その発生・排出抑制とともに再資源化が大きな課題となっております。また、県民の意識や関心が高く、効果的に実践活動につなげていく必要があります。

（取組状況）

基本取組 5－1 生ごみの堆肥化・飼料化

事業系食品廃棄物の堆肥化・飼料化等、再資源化への取組【事業者、市町】

地域住民と協働し、生ごみの堆肥化【NPO】

生ごみ堆肥化を行うNPO等団体への支援【市町】

生ごみ処理機の補助【市町】

市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）【県】

「もったいないテキスト」の活用や人材育成【県】

基本取組 5-2 生ごみのエネルギー利用

廃食油のリサイクルの実施・協力【NPO】

基本取組 5-3 生ごみの生分解性プラスチック等への活用

基本方向 6 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進

ごみ減量化の取組については、企業や県民、NPOなど民間の主体の活力を生かす視点も重要ですが、現状ではこうした取組は地域に根付いていません。今後は、福祉や地域コミュニティの再生など地域社会のニーズや課題とマッチングさせるとともに、ビジネスの観点から取り組むことも重要です。

(取組状況)

基本取組 6-1 ローカルデポジット制度の導入

基本取組 6-2 障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進

市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）【県】

基本取組 6-3 ごみゼロに資する地域活動の活性化促進

ごみ減量化やリサイクル等地域活動の実施【NPO】

基本取組 6-4 民間活力を生かす拠点回収システムの構築

小売店店頭や再生事業者によるリサイクルステーションなどにおける資源回収の実施【市町、事業者】

基本取組 6-5 サービス産業の仕組みを生かしたリサイクル

基本取組 6-6 埋立ごみの資源としての有効利用の推進

市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）【県】

基本方向 7 公正で効率的なごみ処理システムの構築

市町のごみ処理業者については、県民の関心の高まりとともに、ごみ処理における各主体の役割分担や費用負担の面からも、住民の理解と協力が得られるような仕組みが求められており、より公正で効率的なごみ処理システムを構築することが不可欠となっています。

(取組状況)

基本取組 7-1 ごみ処理の有料化等経済的手法の活用

家庭系ごみの有料化【市町】

指定ごみ袋制度の導入【市町】

市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）【県】

基本取組 7-2 廃棄物会計等の活用促進

廃棄物会計基準の活用促進【県】

基本取組 7-3 地域密着型資源物回収システムの構築

資源回収ステーションの運営【NPO】

集団回収への助成金制度【市町】

市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）【県】

ごみ処理施設の整備に伴う広域化への技術的支援【県】

基本方向 8 ごみ行政への県民参画と協働の推進

県民、事業者も自らの役割を認識し、できること、やらなければならないことに自ら取り組む必要があります。また、ごみ政策やその具体策について、計画・企画段階から市町とともに考え、協力するなど、ごみ行政への参画が求められています。

(取組状況)

基本取組 8-1 住民参画の行動計画づくり

ごみ減量化に関する会議等への参画・協働【NPO】

住民参画によるごみ処理基本計画づくり【市町】

ごみに関する様々な情報提供【市町】

市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の

交付、情報の水平展開などの支援（再掲）【県】

ごみゼロ推進交流会の実施【県】

基本取組 8-2 レジ袋削減・マイバッグ運動の展開

レジ袋有料化への積極的な取組（再掲）【事業者】

レジ袋削減活動の展開【NPO】

事業者や県民と連携したレジ袋有料化への取組（再掲）【市町】

レジ袋有料化検討会への参加・支援【県】

基本取組 8-3 ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進

市町のごみ減量化等施策への積極的な参画、協力【NPO】

ごみゼロ推進交流会の実施（再掲）【県】

市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）【県】

基本取組 8-4 情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化

ホームページなどを活用したごみ関連情報の発信【NPO】

ごみゼロプランやごみ量・資源化量、ごみ処理に係るコスト・環境負荷などの情報提供【市町】

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した親しみやすいごみ減量化の広報、普及啓発【県】

「ごみゼロホームページ」や「ゼロ吉 Facebook」（平成27年度まではごみゼロメールマガジン）による情報発信【県】

基本取組 8-5 もったいない普及啓発運動の展開

「もったいない名人テキスト」や「もったいないかみしばい」などの啓発資材の作成、活用促進【県】

基本方向 9 ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワーク

ごみゼロ社会の実現のためには、一人ひとりが責任を持って行動していくことが不可欠であり、ごみを自らの問題ととらえ自発的・主体的に行動する人づくりを進めるとともに、地域のごみ減量化活動を活性化するためのネットワークを広げていくことが必要です。

(取組状況)

基本取組 9-1 環境学習・環境教育の充実

保育園・幼稚園・小中学校・公民館等において、環境学習会や出前授業の実施【NPO】

小学生に対するごみ処理・分別などの環境学習の実施【市町】

家庭における環境学習・教育の啓発【市町】

「もったいない名人テキスト」や「もったいないかみしばい」などの啓発資材の作成、活用促進（再掲）【県】

基本取組 9-2 ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

中部圏ごみゼロ社会実現推進会議を組織し、運営【県】

第5章 各主体のごみ減量化等に向けた取組状況

1 事業者の取組状況

(役割)

事業者は、生産・廃売者として、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が終局的には必ず廃棄物となることを考え、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うことや、製品等に係る廃棄物の適正な処理方法などの情報提供等により、その製品等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないようにすることが求められています。

また、排出者として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めることが求められています。

(取組状況)

- ・グリーン購入など環境を配慮した消費行動（基本方向1）
- ・環境配慮設計や自主的な取組による回収システムの構築（基本方向1）
- ・事業系ごみの適正処理（基本方向2）
- ・廃棄物の減量・資源化対策の実施（基本方向2）
- ・紙ごみの再資源化（基本方向2）
- ・ISO14001 や M-EMS をはじめとする環境マネジメントシステムの取得・運用（基本方向2）
- ・環境に配慮したエコイベントへの参加・協力（基本方向3）
- ・事業活動におけるレンタルやリースの活用（基本方向3）
- ・不用品のリサイクルに関する取組への協力（基本方向3）
- ・レジ袋有料化への積極的な取組（基本方向4、8）
- ・容器包装の削減・簡素化のための工夫や改善（基本方向4）
- ・通い箱による包装容器や梱包材の削減、製品ロスの削減（基本方向4）
- ・事業系食品廃棄物の堆肥化・飼料化等、再資源化への取組（基本方向5）
- ・小売店店頭や再生事業者によるリサイクルステーションなどにおける資源回収の実施（基本方向6）
- ・
- ・
- ・

(評価・課題)

- ・容器リサイクル法の施行や経済的な理由から、ペットボトルの薄肉化など容器包装材の減量や、通い箱による包装容器や梱包材の削減への取組が広がっています。
- ・事業系食品廃棄物の堆肥化・飼料化等への取組が進んできていますが、さらなる食品ロス削減や廃棄物の適正な処理を進める必要があります。
- ・
- ・
- ・

2 NPO等団体の取組状況

(役割)

NPO等団体は、自らがごみ減量化や環境に配慮した活動を行うとともに、情報発信や、各主体の協働のつなぎ手としての役割などが期待されます。

(取組状況)

- ・フリーマーケットの開催、出展や不用品リサイクルに関する情報提供・情報交換の仕組み作り（基本方向3）
- ・NPO等団体主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用（基本方向3）
- ・製品等の修理・修繕に関する住民の啓発（基本方向3）
- ・廃食油のリサイクルの実施・協力（基本方向5）
- ・地域住民と協働し、生ごみの堆肥化（基本方向5）
- ・ごみ減量化やリサイクル等地域活動の実施（基本方向6）
- ・資源回収ステーションの運営（基本方向7）
- ・ごみ減量化に関する会議等への参画・協働（基本方向8）
- ・市町のごみ減量化等施策への積極的な参画、協力（基本方向8）
- ・ホームページなどを活用したごみ関連情報の発信（基本方向8）
- ・レジ袋削減活動の展開（基本方向8）
- ・保育園・幼稚園・小中学校・公民館等において、環境学習会や出前授業の実施（基本方向9）
- ・

- ・
- ・

(評価・課題)

- ・ 地域住民との連携や教育機関と連携により、地域に根差した取組が行われていますが、幅広い主体との連携・協働により取組の輪を広げることで、相乗的な効果を図っていく必要があります。
- ・ ごみの減量化に取り組む団体数は減少傾向にあり、NPO等団体内における人員不足や高齢化、次世代の担い手の育成が課題となっています。
- ・
- ・
- ・

3 市町の取組状況

(役割)

市町は、一般廃棄物処理の責任主体であり、区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進をはかり、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることが求められています。また、一般廃棄物の処理に関する事業の実施にあたり、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善をはかる等、その能率的な運営に努めることが求められています。

(取組状況)

- ・ 事業系ごみの処理料金見直し（基本方向2）
- ・ 排出事業者や許可業者に対して、ごみの減量化・分別の指導、搬入計画の提出や搬入時の立会実施（基本方向2）
- ・ ごみの減量化・分別の指導（基本方向2）
- ・ フリーマーケット等の開催支援（基本方向3）
- ・ 容器リサイクル法に対応した分別収集計画の整備、実施（基本方向4）
- ・ 事業者や県民と連携したレジ袋有料化への取組（基本方向4、8）
- ・ 生ごみ処理機の補助（基本方向5）
- ・ 事業系食品廃棄物の堆肥化・飼料化等、再資源化への取組（基本方向5）
- ・ 生ごみ堆肥化を行うNPO等団体への支援（基本方向5）

- ・小売店店頭や再生事業者によるリサイクルステーションなどにおける資源回収の実施（基本方向6）
- ・集団回収への助成金制度（基本方向7）
- ・家庭系ごみの有料化（基本方向7）
- ・指定ごみ袋制度の導入（基本方向7）
- ・住民参画によるごみ処理基本計画づくり（基本方向8）
- ・ごみに関する様々な情報提供（基本方向8）
- ・ごみゼロプランやごみ量・資源化量、ごみ処理に係るコスト・環境負荷などの情報提供（基本方向8）
- ・家庭における環境学習・教育の啓発（基本方向9）
- ・小学生に対するごみ処理・分別などの環境学習の実施（基本方向9）
- ・
- ・
- ・

（評価・課題）

- ・国や県のモデル事業の実施や市町独自の取組により、ごみの減量化や適正な処理を積極的に進める市町があるため、それらの取組の進捗を測るための指標やデータを集める仕組みづくりが必要です。
- ・ごみの分別収集により、ごみ排出量の減量化が進むとともに資源化率が向上していますが、同時にごみ処理に係るコストも増加する傾向にあります。更なるごみ排出抑制のため、また処理経費の負担の公平化のため、家庭系ごみの有料化など経済的な手法について検討が必要です。
- ・
- ・
- ・

4 県の取組状況

（役割）

県は、市町に対し、その責務が十分に果たされるよう技術的援助を行う必要があり、ごみゼロプラン推進のためのリーダーシップを市町とともに発揮し、広域的な見地から積極的に取り組むとともに、取組の基本方向に掲げるそれぞれの取組について県としての役割果たすことが期待されています。

(取組状況)

- ・拡大生産者責任の徹底のため、国への提言や、全国知事会、中部圏知事会への提案を実施（基本方向1）
- ・グリーン購入の積極的な導入（物品、役務、公共工事）（基本方向1）
- ・三重県リサイクル製品利用推進条例や三重の木制度による認定製品の優先購入（基本方向1）
- ・「マイ〇〇運動」の啓発・調査の実施（基本方向1）
- ・「中部圏ごみゼロ社会実現推進会議」を組織し、運営（基本方向1、9）
- ・市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（基本方向2、5、6、7、8）
- ・エコイベントマニュアルを整備し、環境に配慮したイベントの推進（基本方向3）
- ・三重県分別収集促進計画を策定し、分別収集促進の意義に関する知識の普及、区域内の市町間の分別収集に関する情報交換の促進（基本方向4）
- ・レジ袋有料化検討会への参加・支援（基本方向4、8）
- ・「もったいないテキスト」の活用や人材育成（基本方向5）
- ・廃棄物会計基準の活用促進（基本方向7）
- ・ごみ処理施設の整備に伴う広域化への技術的支援（基本方向7）
- ・ごみゼロ推進交流会の実施（基本方向8）
- ・「ごみゼロホームページ」や「ゼロ吉 Facebook」（平成27年度まではごみゼロメールマガジン）による情報発信（基本方向8）
- ・「もったいない名人テキスト」や「もったいないかみしばい」などの啓発資材の作成、活用促進（基本方向8、9）
- ・ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した親しみやすいごみ減量化の広報、普及啓発（基本方向8）
- ・小学校におけるモデル的な環境教育の取組推進（基本方向9）
- ・
- ・
- ・

(評価・課題)

- ・中部圏知事会における三重県の提案により、9県1市からなる中部圏ごみゼロ社会実現推進会議を組織し、ごみの減量化に向けた情報交換、取組を推進しています。

- 大型のイベントでは、ごみステーションが設けられ、分別が徹底されるなど、環境へ配慮された取組が広がっています。全県的な取組となるよう、今後も引き続きマニュアル等の整備やその利用について普及啓発を行っていきます。
- 「ゼロ吉」の活用や「もったいない名人テキスト」、「もったいないかみしばい」などの啓発資材は、市町やNPO等団体から継続的な要望があるため、これらの要望に応えるとともに、より効果的な啓発のための方策を検討していきます。
- 小学校では、市町や事業者、NPO等団体による独自の環境教育が実施されています。これらの子どもたちへの環境教育が全県的な取組となるよう、市町やNPO等の取組を支援していきます。
- 廃棄物会計基準の活用促進により、県内 29 市町のうち 28 市町で基準が導入されていますが、廃棄物会計を利用したごみ処理カルテの公表や家庭系ごみの有料化の資料への活用は一部の市町に留まっている。市町の負担を低減し、より活用しやすいツールとなるよう検討が必要です。

-
-

第6章 数値目標に対する評価

1 ごみ排出量の削減について

(1) 家庭系ごみ排出量

- ・家庭系ごみの排出量は、平成18年度までは横ばい傾向にあったが、平成19年度から減少を続け、平成22年度は459,720トとなり、平成14年度実績値から14.1%削減。短期目標（平成22年度に平成14年度比6%減）を達成。
- ・家庭系ごみの有料化の導入（平成21年度時点で7市町）や各種リサイクル制度の効果、県内のほぼ全域に広がったレジ袋の有料化など、ごみ減量にかかる取組の浸透が一つの要因。
- ・今後も家庭系ごみ有料化等の取組が進むことや、環境学習や環境教育の効果によりごみ排出量の削減が見込まれたことから、平成22年度に中期目標を見直し。
（中期目標：平成27年度に平成14年度比13%の削減を20%の削減へ変更）
- ・しかし、平成22年度以降は削減率の伸びが鈍化し、平成27年度（速報値）は446,644ト、平成14年度実績値から16.5%の削減にとどまり、見直し後の中期目標（平成27年度に平成14年度比20%の削減）は達成できず。
- ・家庭系ごみの有料化を実施している自治体の割合は、県内では平成21年度からあまり伸びておらず、平成25年度時点で全国平均63.1%に対し、三重県内は27.6%にとどまっている。
- ・今後さらなる家庭系ごみ排出量削減のため、食品ロス削減や容器包装廃棄物、食品廃棄物の排出が少ない商品購買行動促進など、県民一人ひとりのライフスタイル変革が重要。

(2) 事業系ごみ排出量

- ・事業系ごみ排出量は、平成14年度から着実に減少し、平成22年度は169,005トで平成14年度比32.9%の減少となり、短期目標（平成22年度に平成14年度比5%減）を達成。
- ・市町における事業系ごみ処理手数料の値上げ、事業系ごみの市町への搬入制限、事業者への減量分別の指導及び啓発、事業者に対する減量計画や搬入計画の提出義務づけ、事業系草木類の処理方式の変更や搬入制限のほか、事業者自らの発生抑制の取組等が、市町への搬入量の削減に寄与。
- ・今後も事業系ごみ処理手数料の適正化が進むことや市町による排出事業者への指導等が進むことが見込まれていたため、平成22年度に中期目標及び最終目標を見直し。
（中期目標：平成27年度に平成14年度比13%の削減を35%の削減へ変更
最終目標：平成37年度に平成14年度比30%の削減を45%の削減へ変更）

- ・しかし、平成 22 年度以降は削減率が横ばい傾向となり、平成 27 年度（速報値）は 176,058 トン、平成 14 年度実績値から 30.1%削減となり、見直し後の中期目標（平成 27 年度に平成 14 年度比 35%の削減）は達成できず。
- ・排出事業者や搬入業者への指導、周辺市町の動向をふまえた料金体系の構築、適正なごみ処理システムの検討・整備を行ってきた。
- ・近年横ばいとなっている要因が十分に把握出来ていないことから、その要因を明らかにすると共に、目標達成に向けて更なる取組が必要。

2 資源としての再利用率の向上について

- ・資源としての再利用率は、容器包装リサイクル法の施行による容器包装廃棄物の資源化などにより進展。
- ・平成 18 年度までは上昇傾向、その後は下降し、平成 22 年度は 13.0%で、平成 14 年度に比べて 1.0%の減少となり、短期目標（平成 22 年度に 21%）を達成できず。
- ・平成 19 年度以降の再利用率の減少は、古紙や金属などの価格高騰を背景に、再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活発化や資源物の持ち去り等が要因と考えられる。
- ・再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の増加等により減少傾向であることをふまえ、また、生ごみの資源化の取組等を見込み、平成 22 年度に中期目標を見直し。
（中期目標：平成 27 年度に再利用率 30%を 22%へ変更）
- ・平成 23 年度には、紀伊半島大水害の災害廃棄物のリサイクル処理等により前年度から 2.7%上昇したが、その後は減少傾向。
平成 27 年度（速報値）は 13.8%で、中期目標（平成 27 年度に 22%）を達成できず。
- ・資源回収について、再利用量は平成 23 年度に 105 千トン、平成 26 年度に 95 千トンとなっているのに対し、再生事業者や小売店などの資源回収量（推計）は、平成 23 年度で 76 千トン、平成 26 年度で 110 千トンと大きく増加しており、多様な主体による資源回収が増加傾向。
- ・食品残さを循環利用するための制度の PR、生ごみ減量化に取り組む市町への技術的支援、容器包装リサイクル法による市町の第 7 期分別収集計画に基づく資源化、集団回収の実施など、資源化に向けた一層の取組を推進する必要あり。

4 ごみの最終処分量の削減について

- ・最終処分量は、平成 22 年度に 55,309 トンであり、平成 14 年度以前から劇的に減少しており、短期目標（平成 22 年度に 81,000 トン）を達成。
- ・溶融施設による焼却灰のスラグ化、容器包装リサイクル法によるペットボトルやプラスチックの資源化等による埋立ごみの減少による効果。
- ・今後もごみ排出量の減量と焼却残さの再利用が進むことを見込み、平成 22 年度に中期目標を見直し。
（中期目標：平成 27 年度に最終処分量 81,000 トンを 55,000 トンへ変更）
- ・平成 22 年度以降も着実に減少し、平成 27 年度（速報値）は 35,119 トンとなり、中期目標（平成 27 年度に 55,000 トン）を大幅に上回って達成。
- ・単純焼却されていた紙類・厨芥類・プラスチック類等の再生利用を進めた成果。
- ・今後、紙類・厨芥類・プラスチック類等の再生利用をさらに進め、家電四品目や小型家電の回収率向上のための回収体制の構築が必要。
- ・また、第 7 期分別収集促進計画による容器包装ごみの分別収集の完全実施などを進めるとともに、削減効果が高い取組を他市町へ普及・展開するなど、最終処分量削減に向けた取組を進める。

5 県民のごみに関する意識と行動について

- ・県民のごみに関する意識と行動については、平成 16、19、22、27 年度の調査結果から、約 9 割の県民が今日の使い捨て社会について疑問を感じている。
- ・「ものを大切に長く使おうとする」、「環境に配慮した消費行動をとる」割合については上昇傾向にあるものの 4～6 割と低く、ごみ減量化に関する行動につながらず。
このことは、国の中央環境審議会（以下、「中環審」）が実施した「循環型社会に関する意識・行動」の国民アンケート調査でも同様である。
- ・ごみゼロプランの認知率については、平成 27 年度 38.4%で、前回調査から微増しているものの、平成 19 年度調査（45.6%）よりは下降。
中環審による国民の「3R」認知率が 40%前後で推移しており、三重県民のごみゼロプランの認知率は国民の「3R」の認知率と同程度。
- ・次世代を担う子どもたちを対象に啓発を引き続き行い、県全体としてごみ減量化に取り組む気運を醸成していく必要あり。
- ・モデル事業を契機に 28 市町にレジ袋削減の取組が広がったが、意識から行動に繋げるため、環境意識を高揚するための普及啓発活動を行うことが重要。